

## < 参 考 资 料 >

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	身体障害者通所施設施設利用に関する業務			
主管部課名	保健福祉部障害者生活支援課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和6年1月4日	
○	外部委託	新規	令和6年1月4日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	<p>区立こすもす生活園では、通所希望者の増加を踏まえ、令和5年10月下旬から旧保育室堀ノ内の跡地建物を分室として活用し、同園の活動室の拡張を行う予定となっている。 分室とする施設には入浴設備が備わっていないことから、施設利用者に入浴サービスを提供するため訪問入浴事業者新たに業務を委託する。</p> <p><b>【個人情報の保有等】</b> 施設利用者への入浴サービスの提供業務について外部委託を行うにあたり、対象となる個人の範囲に、「訪問入浴サービス業務従事者」を追加する。</p> <p><b>【外部委託】</b> 施設利用者への入浴サービスの提供業務について、新たに外部委託を行う。</p>			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日			
	報告了承			
	以下のとおり			
	( )			
備考				

## 個人情報登録票

	部課名 保健福祉部障害者生活支援課	整理番号			
		登録年月日	平成9年8月1日		
業務の名称	身体障害者通所施設施設利用 <span style="float: right;">に関する業務</span>				
個人情報の収集目的	利用適否の決定、利用者の処遇方針確立及び支援のため 利用者の健康診断(眼科・耳鼻科・歯科診療を含む)実施のため 給食調理業務の適正な実施及び衛生管理のため 利用者送迎バス運行業務の安全かつ円滑な実施のため				
対象となる個人の範囲	利用(申請)者、その家族、杉並区医師会及び歯科医師会からの派遣医師、給食調理業務従事者、送迎バス乗務員(運転士、添乗員)、訪問入浴サービス業務従事者				
個人情報の収集方法	○ 本人		○ 本人以外		
	本人以外 収集の根拠				
	目的外利用	部課名	業務の名称		
記録形態	○ 文書      ○ 電算      その他				
個人情報の記録の内容	住民記録等の情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 性別 生年月日 続柄 電話番号 親族等の関係 出生 住所等異動状況 本籍地 メールアドレス	収入の状況 税額等の状況	身体障害の状況 精神障害の状況 知的障害の状況 健康状態 傷病等の状況 治療等の状況 診断結果の状況 妊娠・出産状況 日常生活動作の状況 問題行動 補装具の有無 入院等の状況 生育歴 治療等の状況 血液型 主治医 身体障害程度区分 し好 趣味	家族構成 扶養関係 住居の状況 生活保護受給状況 健康保険加入状況 要望・苦情の内容 相談の内容 指導・処遇の状況 申請理由 口座 施設入所状況 将来についての考え方 通所方法及び経路 事故の内容 指導方針 訓練記録 通所経路 緊急避難	職業 勤務先 学歴 学校名 学年 役職 評価状況 入所前または在学中の訓練記録 在学中の実習歴・指導方針 作業記録 職歴 資格の状況
備考					

## 外部委託記録票

	部課名 保健福祉部障害者生活支援課	整理番号	
業務の名称	身体障害者通所施設施設利用	記録年月日	令和6年1月4日
		に関する業務	
報告年月日	令和5年11月9日	報告第29号	確認年月日
委託先	民間事業者	業務委託期間	<input type="radio"/> 単年度 <input type="radio"/> 継続
委託の内容	施設利用者への入浴サービスの提供	委託の条件	<input type="radio"/> 個人情報の適切な管理
			<input type="radio"/> 秘密の保持
			<input type="radio"/> 再委託の禁止
			<input type="radio"/> 目的外使用の禁止
			<input type="radio"/> 第三者への提供の禁止
			<input type="radio"/> 複写及び複製の禁止
			<input type="radio"/> 提供資料の返還義務
			<input type="radio"/> 立入調査の実施
			<input type="radio"/> 事故発生時の報告義務
			<input type="radio"/> 条例遵守
委託に係る個人情報の項目	1氏名 2性別 3生年月日 4身体障害の状況 5精神障害の状況 6知的障害の状況 7健康状態 8傷病等の状況 9治療等の状況 10日常生活動作の状況 11問題行動		
委託先との授受の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他		

自己点検表② (☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称:	身体障害者通所施設施設利用に関する業務
主管部課名:	保健福祉部障害者生活支援課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	区立身体障害者通所施設の業務実施のため

No.	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	入浴サービス利用者を把握するため
2	性別	○				☑	同性によるサービス提供が必要なため
3	生年月日	○				☑	入浴サービス利用者を把握するため
4	身体障害の状況	○				☑	安全な入浴サービスを提供するため
5	精神障害の状況	○				☑	安全な入浴サービスを提供するため
6	知的障害の状況	○				☑	安全な入浴サービスを提供するため
7	健康状態	○				☑	安全な入浴サービスを提供するため
8	傷病等の状況	○				☑	安全な入浴サービスを提供するため
9	治療等の状況	○				☑	安全な入浴サービスを提供するため
10	日常生活動作の状況	○				☑	安全な入浴サービスを提供するため
11	問題行動	○				☑	安全な入浴サービスを提供するため
12						□	
13						□	
14						□	
15						□	
16						□	
17						□	
18						□	
19						□	
20						□	
21						□	
22						□	

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	訪問入浴サービス
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

・委託先又は指定管理者が取扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑ 選定に使用した選定基準等		
☑ ① 個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン		
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑ 契約書等への記載事項		
契約書に記載しない場合、その理由と代替措置		
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項 〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項<第3号エ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項<第3号オ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項<第3号カ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項<第3号キ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項<第3号ク>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項<第3号ケ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項<第3号シ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑ 確認事項		
確認事項への具体的対応・代替措置等		
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	代替措置として、事業者からの紙面での報告を受ける。必要に応じて実地検査を行うことも検討する。
無	⑯ 【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
無	⑱ 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	持参するときは施錠できる鞆、郵送するときは追跡サービスで配達状況を確認できる郵送形態を用いる。

杉並区個人情報保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	災害時透析医療救護に関する業務			
主管部課名	危機管理室防災課、杉並保健所健康推進課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和6年4月1日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
○	外部提供	新規	令和6年4月1日	
○	電算入力	新規	令和6年4月1日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	<p>区は、「災害時における透析医療確保に関する行動指針」を策定し、発災時にかかりつけ透析医療機関と連絡不能の状況等となった透析患者（以下「患者」という。）について、代替透析医療機関（以下「代替施設」という。）を確保するための支援を行うこととした。発災時における支援申出から代替施設での透析の確保は以下の流れで行う。</p> <p>1 発災時に透析医療機関と連絡不能の状況等となり支援を要する患者は、「杉並区災害時透析支援申込書」に代替施設の確保に必要な情報を記載し、震災救援所に提出する。震災救援所は同申込書の内容を災害情報システム（地理情報システム）に入力する。</p> <p>2 区は、入力により集約された患者情報リストを代表透析医療機関（以下「代表機関」という。）へ提供し、代表機関は同リストを基に代替施設を調整し、確保する。</p> <p>3 区は、患者を代替施設に搬送するため、代表機関から提供を受けた代替施設調整結果及び搬送に係る集合場所、集合時間を災害情報システムに入力し、震災救援所経由で患者に伝えるとともに、集合場所となる第二次救援所（地域区民センター）と患者の情報を共有する。</p> <p>4 患者は、伝えられた集合時間に、申請した震災救援所に対応する第二次救援所に集合し、区が手配した車により代替施設に搬送される。</p> <p>【個人情報の保有等】 業務に必要な「氏名」等15項目について、新たに個人情報を保有する。</p> <p>【外部提供】 患者の代替施設確保に協力するため、「氏名」等10項目について、代表機関に外部提供を行う。</p> <p>【電算入力】 患者の情報管理及び震災救援所と健康推進課との情報共有のため、災害情報システム（地理情報システム）に患者情報の入力フォーマットを新たに設置する。</p>			
	デジタル・セキュリティ部会での審議結果	<p>令和 年 月 日</p> <p>報告了承</p> <p>以下のとおり</p> <p>( )</p>		
備考				

# 個人情報登録票

	部課名	危機管理室防災課、杉並保健所健康推進課	整理番号		
		登録年月日	令和6年4月1日		
業務の名称	災害時透析医療救護 <span style="float: right;">に関する業務</span>				
個人情報の収集目的	災害時にかかりつけ透析医療機関と連絡不能等の状況となった透析患者について、代替透析医療機関確保の支援をするため				
対象となる個人の範囲	災害時透析支援の申込があった透析患者				
個人情報の収集方法	○ 本人 <span style="margin-left: 200px;">○ 本人以外</span>				
	本人以外収集根拠又は理由	代表透析医療機関から、支援申出患者の代替透析医療機関調整結果の提供を受けるため			
	目的外利用	部課名	業務の名称		
記録形態	○ 文書 <span style="margin-left: 50px;">○ 電算</span> <span style="margin-left: 50px;">その他</span>				
個人情報の記録の内容	住民記録等の情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 性別 生年月日 電話番号		通院中の透析医療機関 最終透析曜日 代替透析医療機関	移動方法 介護者の有無 避難場所 集合場所 集合日時 搬送の進捗状況 たすけあいネットワーク登録の有無	
備考					

## 外部提供記録票

	部課名	危機管理室防災課、杉並保健所健康推進課	整理番号	
業務の名称	災害時透析医療救護に関する業務		記録年月日	令和6年4月1日
外部提供の相手方	代表透析医療機関			
外部提供の相手方の利用目的	震災救援所へ支援を申し出た透析患者について、代替の透析医療機関を確保するため			
外部提供の根拠	○ 本人同意		本人同意以外	
	本人同意以外の根拠			
外部提供の方法	閲覧	文書	磁気媒体	○その他(電子メール)
外部提供をした個人情報項目	1	氏名	16	
	2	住所	17	
	3	性別	18	
	4	生年月日	19	
	5	電話番号	20	
	6	通院中の透析医療機関	21	
	7	最終透析曜日	22	
	8	移動方法	23	
	9	介護者の有無	24	
	10	集合場所	25	
	11		26	
	12		27	
	13		28	
	14		29	
	15		30	
備考				



# 電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	危機管理室防災課、杉並保健所健康推進課	整理番号	
業務システム名		災害情報システム（地理情報システム）			記録年月日
記 録 の 経 過	セキュリティ部会 報告年月日	番号	記録年月日	記録・消去した項目番号	
	令和5年11月9日	30	令和6年4月1日	1～15記録	
記 録 の 項 目	1	氏名		16	
	2	住所		17	
	3	性別		18	
	4	生年月日		19	
	5	電話番号		20	
	6	通院中の透析医療機関		21	
	7	最終透析曜日		22	
	8	代替透析医療機関		23	
	9	移動方法		24	
	10	介護者の有無		25	
	11	避難場所		26	
	12	集合場所		27	
	13	集合日時		28	
	14	搬送の進捗状況		29	
	15	たすけあいネットワーク登録の有無		30	
備考					

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称:	災害時透析医療救護に関する業務
主管部課名:	危機管理室防災課、杉並保健所健康推進課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	災害時の医療救護体制の整備

対象となる個人の範囲: (第1号)	災害時透析支援の申出があった透析患者
----------------------	--------------------

No.	保有する個人情報の内容 (下線は要配慮個人情報)	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		<input checked="" type="checkbox"/> 保有する個人情報の利用目的は何か。<第2号> 保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。<第3号>	<input checked="" type="checkbox"/> 利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。<第4号>	<input checked="" type="checkbox"/> 本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)<第5号>	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。<第6号>	<input checked="" type="checkbox"/> 根拠法令又は相当の理由
1	氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 申出のあった透析患者情報を管理するため	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 支援申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
2	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申出のあった透析患者情報を管理するため	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 支援申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
3	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 申出のあった透析患者情報を管理するため	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 支援申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
4	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 申出のあった透析患者情報を管理するため	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 支援申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
5	電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> 透析患者へ、代替透析医療機関等調整結果を連絡するため	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 支援申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
6	通院中の透析医療機関	<input checked="" type="checkbox"/> 代替透析医療機関の確保、調整をするため	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 支援申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
7	最終透析曜日	<input checked="" type="checkbox"/> 代替透析医療機関の確保、調整をするため	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 支援申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
8	代替透析医療機関	<input checked="" type="checkbox"/> 透析患者へ、代替の透析医療機関等調整結果を連絡するため	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/>	申出のあった患者の代替透析医療機関調整結果について、代表透析医療機関から提供を受けるため
9	移動方法	<input checked="" type="checkbox"/> 代替透析医療機関の確保、調整をするため	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 支援申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
10	介護者の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 代替透析医療機関の確保、調整をするため	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 支援申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
11	避難場所	<input checked="" type="checkbox"/> 透析患者へ、代替の透析医療機関等調整結果を連絡するため	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 支援申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
12	集合場所	<input checked="" type="checkbox"/> 代替透析医療機関の確保、調整をするため 透析患者を代替透析医療機関に搬送するため	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 支援申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
13	集合日時	<input checked="" type="checkbox"/> 透析患者を代替透析医療機関に搬送するため	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/>	代表透析医療機関から提供を受けた代替透析医療機関調整結果をもとに、区において集合日時を確定するため
14	搬送の進捗状況	<input checked="" type="checkbox"/> 搬送の進捗状況を管理するため	<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/>	搬送の進捗状況を区において記録するため
15	たすけあいネットワーク登録の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 申出のあった透析患者情報を管理するため	<input type="checkbox"/> □	<input checked="" type="checkbox"/> 支援申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
16		<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/>	
17		<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/>	
18		<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/>	
19		<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/>	
20		<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/>	

自己点検表④(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称:	災害時透析医療救護に関する業務
主管部課名:	危機管理室防災課、杉並保健所健康推進課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	災害時の医療救護体制の整備

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称		部課名	
	目的外利用を行う理由			
外部提供	外部提供先の種別	民間事業者	外部提供先(詳細)	代表透析医療機関
	外部提供の方法	その他	方法(詳細)	電子メール

No.	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性(第1号)	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	代替透析医療機関の調整をするため
2	住所	☑	代替透析医療機関の調整をするため
3	性別	☑	代替透析医療機関の調整をするため
4	生年月日	☑	代替透析医療機関の調整をするため
5	電話番号	☑	代替透析医療機関の調整をするため
6	通院中の透析医療機関	☑	代替透析医療機関の調整をするため
7	最終透析曜日	☑	代替透析医療機関の調整をするため
8	移動方法	☑	代替透析医療機関の調整をするため
9	介護者の有無	☑	代替透析医療機関の調整をするため
10	集合場所	☑	代替透析医療機関の調整をするため
11		□	
12		□	
13		□	
14		□	
15		□	
16		□	
17		□	
18		□	
19		□	
20		□	

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第2号～第7号>			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
☑	① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。<第2号・第3号>	<p>根拠をプルダウンから選択⇒</p> <p>①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある</p> <p>【利用目的のための外部提供】保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。</p> <p>【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】透析患者は、災害時にかかりつけ透析医療機関で透析を受けられなくなった際、代替透析医療機関を数日以内に確保する必要がある。代替透析医療機関の速やかな確保にあたっては、代替透析医療機関が受け入れ可否を検討するため透析患者の治療情報や身体情報等、また対象の透析患者を特定するため氏名住所等の基本情報が必要となる。</p>	
無	② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。<第4号>		
無	③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第5号>		
無	④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第6号>		
☑	⑤ 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。<第7号>	提供する情報は提供先の利用目的の達成に必要なものであるため、当該措置は実施しない	

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第8号～第10号>			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
無	⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第8号>		
無	⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第9号>		
無	⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第10号>		

自己点検表⑤(電算入力)

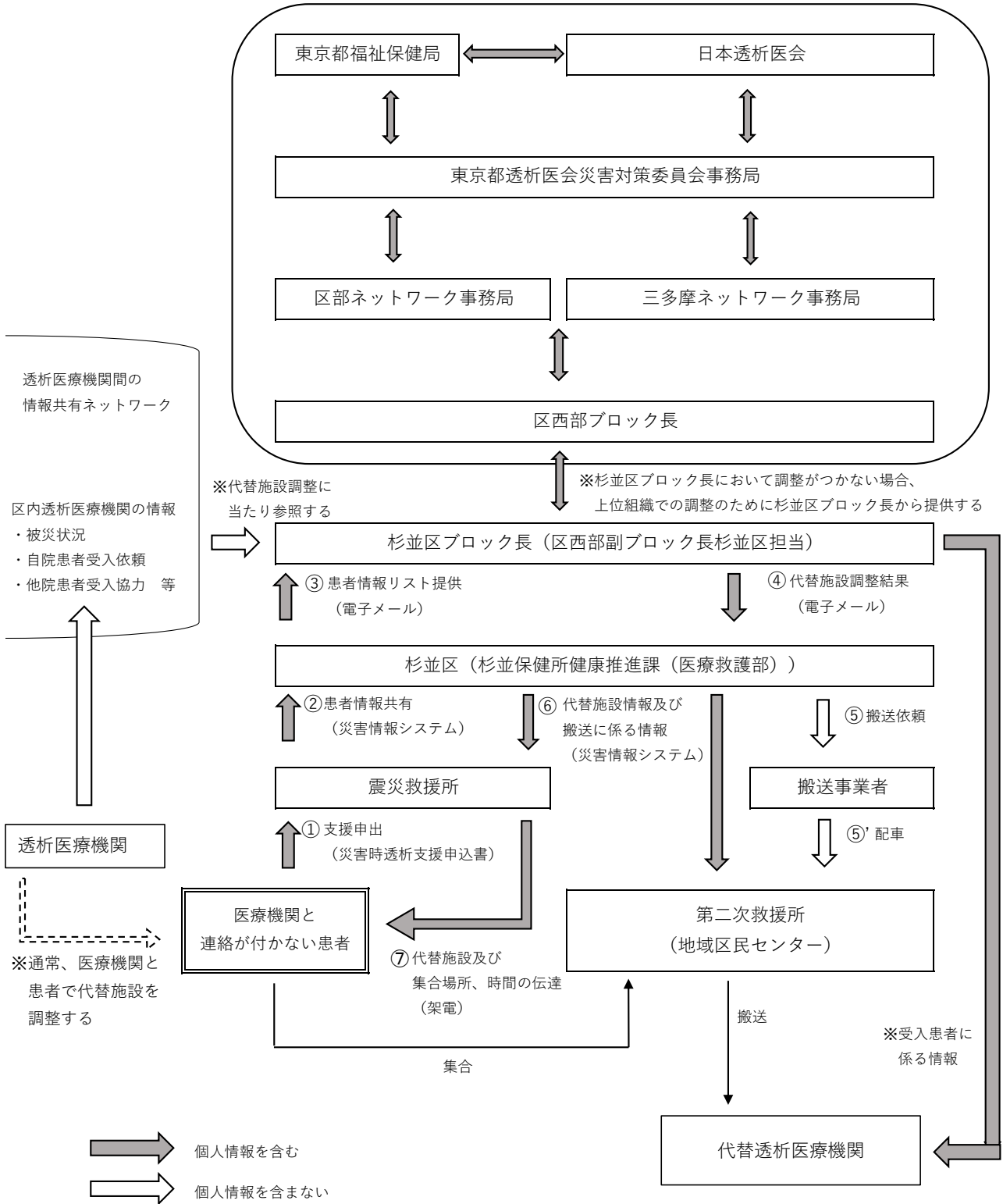
業務の名称:	災害時透析医療救護に関する業務
主管部課名:	危機管理室防災課、杉並保健所健康推進課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	災害時の医療救護体制の整備

システム名	災害情報システム(地理情報システム)
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容(電子計算組織の処理内容・利用方法)	災害時に、かかりつけ透析医療機関と連絡が取れなくなった透析患者が震災救援所に提出した杉並区災害時透析支援申込書の情報、代表透析医療機関から提供を受けた代替施設情報、代替施設への搬送に係る情報を入力し、関係部署で共有する。

No.	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
2	住所	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
3	性別	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
4	生年月日	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
5	電話番号	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
6	通院中の透析医療機関	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
7	最終透析曜日	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
8	代替透析医療機関	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
9	移動方法	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
10	介護者の有無	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
11	避難場所	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
12	集合場所	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
13	集合日時	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
14	搬送の進捗状況	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
15	たすけあいネットワーク登録の有無	☑	代替透析医療機関確保支援に当たり、関係部署で情報を共有するため
16		☐	
17		☐	
18		☐	
19		☐	
20		☐	

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)										
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>										
☑①	対象者数<第2号ア>	90人	☑②	操作員数<第2号イ>	70人	☑③	操作員種別<第2号ウ>	区職員	操作員の詳細<第2号ウ関連>	震災救援所職員、杉並保健所医療救護部職員
☑④	データ処理件数<第2号エ>	90件	☑⑤	操作端末種別<第2号オ>	職員用PC	(その他の場合)操作端末の詳細<第2号オ関連>				
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉										
確認事項				確認事項への具体的対応・代替措置等						
☑⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など			☑	バックアップ	<del>1日1回、csvデータを保存する</del> (部会後修正) 自動で日次バックアップを行う				
				☐	データの暗号化					
				☑	ログの取得管理	ログイン履歴はサーバーに保管される				
				☑	パスワード認証	ログインIDとパスワード入力の上ログインする				
				☐	ICカード認証					
				☐	生体認証					
				☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している				
				☑	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している				
				☑	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバーに無停電電源装置(UPS)を導入している				
				☐	(その他)					
☑⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉			震災救援所においては震災救援所配置の区職員に限定し、杉並保健所医療救護部においては情報・庶務班の職員に限定する						
☑⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉			代替透析医療機関の調整のための提供を行う場合のみに限定している						

災害時透析医療救護に関する業務における個人情報の移動フロー



杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	戸籍の附票に関する業務			
主管部課名	区民生活部区民課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
○	外部提供	新規	令和6年5月30日	住民基本台帳法
○	電算入力	変更	令和6年5月30日	住民基本台帳法
○	外部結合	新規	令和6年5月30日	住民基本台帳法
案件の概要	<p>個人番号カード及び公的個人認証は、住民票を基礎とした制度である。住民票の記載等に係る本人確認情報は、国外転出により消除されるため、国外転出者は個人番号カード及び公的個人認証サービスを利用できない。国外に居住する者が増加する中で、国外在住者であっても個人番号カード及び公的個人認証サービスの利用を可能とするため、新たに戸籍の附票の記載等に係る本人確認情報の提供を行えるよう住民基本台帳法が改正された。この改正により、市町村長は、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報を都道府県知事に通知することとされたため、当該事務を実施する。</p> <p>※公的個人認証とは、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」（平成14年法律第153号）による認証サービスのこと。          ※附票本人確認情報とは、住民基本台帳法第30条の41に規定されている、戸籍の附票に記載された氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード等のこと。</p> <p><b>【外部提供】</b>          東京都知事に提供する項目に「住民票コード」等7項目を新たに登録する。</p> <p><b>【電算入力】</b>          ・住民基本台帳ネットワークに記録する項目          「附票本人確認情報登録通知」等3項目を追加する。          ・戸籍事務処理システムに記録する項目          「附票本人確認情報登録通知」等3項目を追加する。</p> <p><b>【外部結合】</b>          ・東京都知事に提供する項目に「住民票コード」等7項目を、収集する項目に「附票本人確認情報更新結果」等2項目を新たに登録する。</p>			
	デジタル・セキュリティ部会での審議結果	<p>令和 年 月 日</p> <p>報告了承</p> <p>以下のとおり</p> <p>( )</p>		
備考				

# 外部提供記録票

		部課名	区民生活部区民課	整理番号	
業務の名称		戸籍の附票		記録年月日	令和6年5月30日
				に関する業務	
外部提供の相手方		東京都知事			
外部提供の相手方の利用目的		法令で定める事務の遂行のため			
外部提供の根拠	本人同意 <input type="radio"/> 本人同意以外				
	本人同意以外の根拠	第1号該当・・・住民基本台帳法第30条の41			
外部提供の方法		閲覧	文書	磁気媒体	<input type="radio"/> その他 (電気通信回線)
外部提供をした個人情報項目	1	住民票コード	16		
	2	氏名	17		
	3	生年月日	18		
	4	性別	19		
	5	住所	20		
	6	異動年月日	21		
	7	附票本人確認情報更新要求	22		
	8		23		
	9		24		
	10		25		
	11		26		
	12		27		
	13		28		
	14		29		
	15		30		
備考					

# 電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	区民生活部区民課	整理番号	第129号
業務システム名		住民基本台帳ネットワークシステム		記録年月日	平成14年8月1日
記 録 の 経 過	審議会諮問年月日	番号	記録年月日	記録・消去した項目番号	
	平成13年10月5日	19	平成14年8月1日	1~7	
	平成13年10月5日	19	平成21年1月5日	8~24	
	平成15年12月15日	47	平成21年1月5日	25~27	
	平成21年2月23日	報告33	平成21年1月5日	6、7、18、20変更、28~34追加	
	平成25年5月28日	報告3	平成25年7月8日	35~41	
	平成27年11月6日	報告15	平成27年10月5日	42~56	
	令和元年10月29日	報告16	令和元年6月13日	57~73	
	令和元年10月29日	報告23	令和元年11月5日	74	
	令和元年12月24日	報告30	令和元年10月16日	75~80	
	令和3年7月29日	報告19	令和3年9月13日	81~83追加	
	令和3年7月29日	報告19	令和4年8月10日	84~85追加	
	令和5年11月9日	報告31,32	令和6年5月30日	86~93追加	
記 録 の 項 目	1 ~85省略		102		
	86	附票本人確認情報登録通知	103		
	87	附票本人確認情報更新要求	104		
	88	附票本人確認情報更新結果	105		
	89	世帯主名	106		
	90	在外選挙人名簿登録の有無	107		
	91	在外選挙人名簿登録地	108		
	92	在外投票人名簿登録の有無	109		
	93	在外投票人名簿登録地	110		
	94		111		
	95		112		
96		113			
97		114			
98		115			
99		116			
100		117			
101		118			
備考					



## 電 算 入 力 記 録 票

	部 課 名	区民生活部区民課	整理番号	第238号
業務システム名	戸籍事務処理システム		記録年月日	平成19年9月23日
記 録 の 経 過	審議会諮問年月日	番号	記録年月日	記録・消去した項目番号
	平成19年2月13日	42	平成19年9月23日	1～490
	平成20年7月24日	19	平成20年9月 日	491～505
	令和2年11月9日	57	令和3年1月 1日	506～508
	令和3年7月29日	報告18	令和3年9月13日	509
	令和3年7月29日	報告18	令和4年1月10日	510
	令和3年7月29日	報告18	令和4年8月10日	511～512
	令和4年8月25日	報告4	令和5年4月 1日	513～526
	令和5年11月9日	報告31,32	令和6年5月30日	527～540追加
記 録 の 項 目	1	～526省略	541	
	527	附票本人確認情報登録通知	542	
	528	附票本人確認情報更新要求	543	
	529	附票本人確認情報更新結果	544	
	530	転属年月日	545	
	531	在外選挙人名簿登録の有無	546	
	532	在外選挙人名簿登録地	547	
	533	在外投票人名簿登録の有無	548	
	534	在外投票人名簿登録地	549	
	535	新父母との続柄	550	
	536	旧父母との続柄	551	
537	世帯主名	552		
538	世帯主との続柄	553		
539	旧住民票コード	554		
540	住所を定めた年月日	555		
備考	平成27年11月6日番号法の施行に伴い項目名の変更			

## 外部結合記録票

部 課 名	区民生活部区民課	整 理 番 号	
業務の名称	戸籍の附票	記録年月日	令和6年5月30日
外部結合の相手方	に関する業務		
外部結合の相手方	東京都知事		
外部結合の根拠	第1号該当…住民基本台帳法第30条の41第2項		
外部結合の方法	電気通信回線(住民基本台帳ネットワークシステム)		
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 住民票コード	1 住民票コード	
	2 氏名	2 附票本人確認情報更新結果	
	3 生年月日	3	
	4 性別	4	
	5 住所	5	
	6 異動年月日	6	
	7 附票本人確認情報更新要求	7	
	8	8	
	9	9	
	10	10	
	11	11	
	12	12	
	13	13	
	14	14	
15	15		
備考			

自己点検表④(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称:	戸籍の附票に関する業務
主管部課名:	区民生活部区民課
業務の根拠法令等:	住民基本台帳法
利用目的(全体):	附票本人確認情報の登録等のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称			
	目的外利用を行う理由			
外部提供	外部提供先の種別	行政機関	外部提供先(詳細)	東京都知事
	外部提供の方法	その他	方法(詳細)	専用電気通信回線

No.	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性(第1号)	
		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	住民票コード	☑	住民基本台帳法に基づいて、附票本人確認情報の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
2	氏名	☑	住民基本台帳法に基づいて、附票本人確認情報の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
3	生年月日	☑	住民基本台帳法に基づいて、附票本人確認情報の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
4	性別	☑	住民基本台帳法に基づいて、附票本人確認情報の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
5	住所	☑	住民基本台帳法に基づいて、附票本人確認情報の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
6	異動年月日	☑	住民基本台帳法に基づいて、附票本人確認情報の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
7	附票本人確認情報更新要求	☑	住民基本台帳法に基づいて、附票本人確認情報の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
8		□	
9		□	
10		□	
11		□	
12		□	
13		□	
14		□	
15		□	
16		□	
17		□	
18		□	
19		□	
20		□	

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第2号～第7号>			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
☑	① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。<第2号・第3号>	根拠	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部提供】保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
		具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 住民基本台帳法第30条の41
無	② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。<第4号>		
無	③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第5号>		
無	④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第6号>		
☑	⑤ 漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。<第7号>	専用電気通信回線を通じて暗号化された電子データによって外部提供を行う。	

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第8号～第10号>			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
無	⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第8号>		
無	⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第9号>		
無	⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第10号>		

自己点検表⑤(電算入力)

業務の名称:	戸籍の附票に関する業務
主管部課名:	区民生活部区民課
業務の根拠法令等:	住民基本台帳法
利用目的(全体):	附票本人確認情報の登録等のため

システム名	住民基本台帳ネットワークシステム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	附票本人確認情報の登録等

No.	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	
		<input checked="" type="checkbox"/>	電子計算組織への記録が必要な理由
1	附票本人確認情報登録通知	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく附票本人確認情報の記録項目であるため
2	附票本人確認情報更新要求	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく附票本人確認情報の記録項目であるため
3	附票本人確認情報更新結果	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく附票本人確認情報の記録項目であるため
4		<input type="checkbox"/>	
5		<input type="checkbox"/>	
6		<input type="checkbox"/>	
7		<input type="checkbox"/>	
8		<input type="checkbox"/>	
9		<input type="checkbox"/>	
10		<input type="checkbox"/>	
11		<input type="checkbox"/>	
12		<input type="checkbox"/>	
13		<input type="checkbox"/>	
14		<input type="checkbox"/>	
15		<input type="checkbox"/>	
16		<input type="checkbox"/>	
17		<input type="checkbox"/>	
18		<input type="checkbox"/>	
19		<input type="checkbox"/>	
20		<input type="checkbox"/>	

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
<input checked="" type="checkbox"/>	①	対象者数 <第2号ア>	約53万	人	<input checked="" type="checkbox"/>	②	操作員数 <第2号イ>	160	人	<input checked="" type="checkbox"/>	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	常勤職員及び会計年度任用職員
<input checked="" type="checkbox"/>	④	データ処理 件数 <第2号エ>	約53万	件	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤	操作端末 種別 <第2号オ>	処理専用PC	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>	住民基本台帳ネットワークシステム					
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項					確認事項への具体的対応・代替措置等										
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など			<input checked="" type="checkbox"/>	バックアップ	<del>自動バックアップを行い、バックアップデータを保管している。</del> (部会後修正) 自動で日次バックアップを行う								
					<input checked="" type="checkbox"/>	データの暗号化	専用電気通信回線を通じて送受信するデータは全て暗号化されている。								
					<input checked="" type="checkbox"/>	ログの取得管理	月に1度ログデータを取得し、ログデータを保管している。								
					<input checked="" type="checkbox"/>	パスワード認証	端末へのログイン時はパスワード認証と生体認証による二要素認証を導入している。								
					<input type="checkbox"/>	ICカード認証									
					<input checked="" type="checkbox"/>	生体認証	端末へのログイン時はパスワード認証と生体認証による二要素認証を導入している。								
					<input checked="" type="checkbox"/>	データ持ち出し管理ソフトの導入	データ持ち出し管理ソフトは導入していないが、管理者権限のみに限定してデータの持ち出しを可能とする設定を端末ごとに行っている。								
					<input checked="" type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトの導入	ウイルス対策ソフトを導入している。								
					<input checked="" type="checkbox"/>	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。								
					<input type="checkbox"/>	(その他)									
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>			杉並区住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に関する要領に基づき、操作権限の付与は管理責任者である情報システム担当課長の承認を得た職員のみ限定している。										
<input checked="" type="checkbox"/>	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>			杉並区住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に関する要領に基づき、保有個人情報の複製及び送信を業務上必要最小限に限定している。区民課セキュリティ管理手順書に基づき、システム操作を行うエリア内については記録又は通信機能を有する媒体の持ち込みを原則禁止している。持ち込む必要がある場合は、所属係長に申請し、承認を得た上で持ち込むこととしている。										



自己点検表⑥(外部結合)

業務の名称:	戸籍の附票に関する業務
主管部課名:	区民生活部区民課
業務の根拠法令等:	住民基本台帳法
利用目的(全体):	附票本人確認情報の登録等のため

システム名	住民基本台帳ネットワークシステム
外部結合を行う業務の内容	附票本人確認情報の登録等

No.	提供する保有個人情報	取得する個人情報	1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			<input checked="" type="checkbox"/>	外部結合が必要な理由
	外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)		1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。<第1号・第2号>	
1	住民票コード	住民票コード	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、附票本人確認情報の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
2	氏名	附票本人確認情報更新結果	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、附票本人確認情報の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
3	生年月日		<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、附票本人確認情報の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
4	性別		<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、附票本人確認情報の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
5	住所		<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、附票本人確認情報の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
6	異動年月日		<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、附票本人確認情報の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
7	附票本人確認情報更新要求		<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、附票本人確認情報の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
8			<input type="checkbox"/>	
9			<input type="checkbox"/>	
10			<input type="checkbox"/>	
11			<input type="checkbox"/>	
12			<input type="checkbox"/>	
13			<input type="checkbox"/>	
14			<input type="checkbox"/>	
15			<input type="checkbox"/>	
16			<input type="checkbox"/>	
17			<input type="checkbox"/>	
18			<input type="checkbox"/>	
19			<input type="checkbox"/>	
20			<input type="checkbox"/>	

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)					
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>					
<input checked="" type="checkbox"/>	①	外部結合の相手方<第3号>	行政機関	相手方の詳細<第3号関連>	東京都知事
<input checked="" type="checkbox"/>	②	外部結合の方法<第4号>	その他	その他の場合の詳細<第4号関連>	専用電気通信回線
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>					
<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等		
<input checked="" type="checkbox"/>	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠	<b>根拠をプルダウンから選択⇒</b> <b>①【利用目的内の場合】</b> 外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある <b>【利用目的のための外部結合による提供】</b> 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	<b>【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等】</b> 住民基本台帳法第30条の41第2項	
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>			
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>			
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>			
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦	漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		専用電気通信回線を通じて暗号化された電子データの送受信を行う。	
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>			
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>			
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>			

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	戸籍に関する業務							
主管部課名	区民生活部区民課							
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等				
	個人情報の保有等		令和 年 月 日					
	外部委託		令和 年 月 日					
	指定管理		令和 年 月 日					
	労働者派遣		令和 年 月 日					
	目的外利用		令和 年 月 日					
	外部提供		令和 年 月 日					
○	電算入力	変更	令和6年5月30日	住民基本台帳法				
○	外部結合	新規	令和6年5月30日	住民基本台帳法				
案件の概要	<p>住民基本台帳法の改正に伴い、紙で作成している住民票記載事項通知等を電子化し、電気通信回線を通じて相手方の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって通知を行う。このことにより、通知の郵送やデータ入力作業等の事務負担が軽減され、業務の効率化につながると想定される。</p> <p><b>【電算入力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムに記録する項目「世帯主名」等5項目を追加する。</li> <li>・戸籍事務処理システムに記録する項目「転属年月日」等11項目を追加する。</li> </ul> <p><b>【外部結合】</b></p> <p>「戸籍に関する業務」について、区市町村長に提供する項目に「氏名」等20項目を、収集する項目に「氏名」等20項目を新たに登録する。</p>							
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	<table border="1"> <tr> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>報告了承</td> </tr> <tr> <td>以下のとおり</td> </tr> <tr> <td>( )</td> </tr> </table>				令和 年 月 日	報告了承	以下のとおり	( )
令和 年 月 日								
報告了承								
以下のとおり								
( )								
備考								

# 電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	区民生活部区民課	整理番号	第129号
業務システム名		住民基本台帳ネットワークシステム		記録年月日	平成14年8月1日
記 録 の 経 過	審議会諮問年月日	番号	記録年月日	記録・消去した項目番号	
	平成13年10月 5日	19	平成14年 8月 1日	1～7	
	平成13年10月 5日	19	平成21年 1月 5日	8～24	
	平成15年12月15日	47	平成21年 1月 5日	25～27	
	平成21年 2月23日	報告33	平成21年 1月 5日	6、7、18、20変更、28～34追加	
	平成25年 5月28日	報告3	平成25年 7月 8日	35～41	
	平成27年11月 6日	報告15	平成27年10月 5日	42～56	
	令和 元年10月29日	報告16	令和 元年 6月13日	57～73	
	令和 元年10月29日	報告23	令和 元年11月 5日	74	
	令和 元年12月24日	報告30	令和 元年10月16日	75～80	
	令和3年7月29日	報告19	令和3年9月13日	81～83追加	
	令和3年7月29日	報告19	令和4年8月10日	84～85追加	
	令和5年11月9日	報告31,32	令和6年5月30日	86～93追加	
記 録 の 項 目	1 ～85省略		102		
	86	附票本人確認情報登録通知	103		
	87	附票本人確認情報更新要求	104		
	88	附票本人確認情報更新結果	105		
	89	世帯主名	106		
	90	在外選挙人名簿登録の有無	107		
	91	在外選挙人名簿登録地	108		
	92	在外投票人名簿登録の有無	109		
	93	在外投票人名簿登録地	110		
	94		111		
	95		112		
96		113			
97		114			
98		115			
99		116			
100		117			
101		118			
備考					



## 電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	区民生活部区民課	整理番号	第238号
業務システム名		戸籍事務処理システム		記録年月日	平成19年9月23日
記 録 の 経 過	審議会諮問年月日	番号	記録年月日	記録・消去した項目番号	
	平成19年2月13日	42	平成19年9月23日	1～490	
	平成20年7月24日	19	平成20年9月 日	491～505	
	令和2年11月9日	57	令和3年1月 1日	506～508	
	令和3年7月29日	報告18	令和3年9月13日	509	
	令和3年7月29日	報告18	令和4年1月10日	510	
	令和3年7月29日	報告18	令和4年8月10日	511～512	
	令和4年8月25日	報告4	令和5年4月 1日	513～526	
	令和5年11月9日	報告31,32	令和6年5月30日	527～540追加	
記 録 の 項 目	1	～526省略		541	
	527	附票本人確認情報登録通知		542	
	528	附票本人確認情報更新要求		543	
	529	附票本人確認情報更新結果		544	
	530	転属年月日		545	
	531	在外選挙人名簿登録の有無		546	
	532	在外選挙人名簿登録地		547	
	533	在外投票人名簿登録の有無		548	
	534	在外投票人名簿登録地		549	
	535	新父母との続柄		550	
	536	旧父母との続柄		551	
	537	世帯主名		552	
538	世帯主との続柄		553		
539	旧住民票コード		554		
540	住所を定めた年月日		555		
備考	平成27年11月6日番号法の施行に伴い項目名の変更				

## 外部結合記録票

部 課 名	区民生活部区民課	整 理 番 号	
業務の名称	戸籍	記録年月日	令和6年5月30日
外部結合の相手方	に関する業務		
外部結合の相手方	区市町村長		
外部結合の根拠	第1号該当…住民基本台帳法第9条3項及び第19条第4項ロ		
外部結合の方法	電気通信回線(住民基本台帳ネットワークシステム)		
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 氏名	1 氏名	
	2 性別	2 性別	
	3 生年月日	3 生年月日	
	4 住所	4 住所	
	5 本籍	5 本籍	
	6 筆頭者	6 筆頭者	
	7 異動年月日	7 異動年月日	
	8 届出日	8 届出日	
	9 住所を定めた年月日	9 住所を定めた年月日	
	10 転属年月日	10 転属年月日	
	11 在外選挙人名簿登録の有無	11 在外選挙人名簿登録の有無	
	12 在外選挙人名簿登録地	12 在外選挙人名簿登録地	
	13 在外投票人名簿登録の有無	13 在外投票人名簿登録の有無	
	14 在外投票人名簿登録地	14 在外投票人名簿登録地	
	15 世帯主名	15 世帯主名	
16 世帯主との続柄	16 世帯主との続柄		
備考			

## 外部結合記録票

部 課 名	区民生活部区民課	整 理 番 号	
業務の名称	戸籍	記録年月日	令和6年5月30日
外部結合の相手方	に関する業務		
外部結合の相手方	区市町村長		
外部結合の根拠	第1号該当…住民基本台帳法第9条3項及び第19条第4項口		
外部結合の方法	電気通信回線(住民基本台帳ネットワークシステム)		
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	17 新父母との続柄	17 新父母との続柄	
	18 旧父母との続柄	18 旧父母との続柄	
	19 住民票コード	19 住民票コード	
	20 旧住民票コード	20 旧住民票コード	
備 考			

### 自己点検表⑤(電算入力)

業務の名称:	戸籍に関する業務
主管部課名:	区民生活部区民課
業務の根拠法令等:	住民基本台帳法
利用目的(全体):	住民票記載事項通知等を電気通信回線を通じて通知するため

システム名	住民基本台帳ネットワークシステム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	住民票記載事項通知等を電気通信回線を通じて通知するため

No.	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	電子計算組織への記録が必要な理由
1	世帯主名	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく附票本人確認情報の記録項目であるため
2	在外選挙人名簿登録の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく附票本人確認情報の記録項目であるため
3	在外選挙人名簿登録地	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく附票本人確認情報の記録項目であるため
4	在外投票人名簿登録の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく通知ファイルの記録項目であるため
5	在外投票人名簿登録地	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく通知ファイルの記録項目であるため
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)												
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>												
①	対象者数<第2号ア>	杉並区本籍人口 約53万人 杉並区人口 約57万人	人	②	操作員数<第2号イ>	160	人	③	操作員種別<第2号ウ>	区職員	操作員の詳細<第2号ウ関連>	常勤職員及び会計年度任用職員
④	データ処理件数<第2号エ>	11,400	件	⑤	操作端末種別<第2号オ>	処理専用PC	(その他の場合) 操作端末の詳細<第2号オ関連>	住民基本台帳ネットワークシステム				
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉												
確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等									
<input checked="" type="checkbox"/>	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉			<input checked="" type="checkbox"/>	バックアップ	<del>月に1度システムフルバックアップを行い、バックアップデータを保管している。</del> (部会後修正) 自動で日次バックアップを行う						
<input checked="" type="checkbox"/>	※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など			<input checked="" type="checkbox"/>	データの暗号化	専用電気回線を通じて送受信するデータは全て暗号化されている。						
<input checked="" type="checkbox"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	ログの取得管理	月に1度ログデータを取得し、ログデータを保管している。						
<input checked="" type="checkbox"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	パスワード認証	端末へのログイン時はパスワード認証と生体認証による二要素認証を導入している。						
<input checked="" type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	ICカード認証							
<input checked="" type="checkbox"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	生体認証	端末へのログイン時はパスワード認証と生体認証による二要素認証を導入している。						
<input checked="" type="checkbox"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	データ持ち出し管理ソフトの導入	データ持ち出し管理ソフトは導入していないが、管理者権限のみに限定してデータの持ち出しを可能とする設定を端末ごとに行っている。						
<input checked="" type="checkbox"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトの導入	ウイルス対策ソフトを導入している。						
<input checked="" type="checkbox"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。						
<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	(その他)							
<input checked="" type="checkbox"/>	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉			<input checked="" type="checkbox"/>	杉並区住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に関する要領に基づき、操作権限の付与は管理責任者である情報システム担当課長の承認を得た職員のみ限定している。							
<input checked="" type="checkbox"/>	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉			<input checked="" type="checkbox"/>	杉並区住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に関する要領に基づき、保有個人情報の複製及び送信を行う場合を業務上必要最小限に限定している。 区民課セキュリティ管理手順書に基づき、システム操作を行うエリア内については記録又は通信機能を有する媒体の持ち込みを原則禁止している。持ち込む必要がある場合は、所属係長に申請し、承認を得た上で持ち込むこととしている。							

自己点検表⑤(電算入力)

業務の名称:	戸籍に関する業務
主管部課名:	区民生活部区民課
業務の根拠法令等:	住民基本台帳法
利用目的(全体):	住民票記載事項通知等を電気通信回線を通じて通知するため

システム名	戸籍事務処理システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容(電子計算組織の処理内容・利用方法)	住民票記載事項通知等を電気通信回線を通じて通知するため

No.	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	
		<input checked="" type="checkbox"/>	電子計算組織への記録が必要な理由
1	転属年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく附票本人確認情報の記録項目であるため
2	在外選挙人名簿登録の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく附票本人確認情報の記録項目であるため
3	在外選挙人名簿登録地	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく附票本人確認情報の記録項目であるため
4	在外投票人名簿登録の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく通知ファイルの記録項目であるため
5	在外投票人名簿登録地	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく通知ファイルの記録項目であるため
6	新父母との続柄	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく通知ファイルの記録項目であるため
7	旧父母との続柄	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく通知ファイルの記録項目であるため
8	世帯主名	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく通知ファイルの記録項目であるため
9	世帯主との続柄	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく通知ファイルの記録項目であるため
10	旧住民票コード	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく通知ファイルの記録項目であるため
11	住所を定めた年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	地方公共団体情報システム機構が定める全国の地方公共団体共通の仕様に基づく通知ファイルの記録項目であるため
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
<input type="checkbox"/>	①	対象者数<第2号ア>	杉並区本籍人口約53万人 杉並区人口約57万人	人	<input type="checkbox"/>	②	操作員数<第2号イ>	220	人	<input type="checkbox"/>	③	操作員種別<第2号ウ>	区職員	操作員の詳細<第2号ウ関連>	常勤職員及び会計年度任用職員
<input type="checkbox"/>	④	データ処理件数<第2号エ>	11,400	件	<input type="checkbox"/>	⑤	操作端末種別<第2号オ>	処理専用PC	(その他の場合)操作端末の詳細<第2号オ関連>	戸籍事務処理システム					
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項					確認事項への具体的対応・代替措置等										
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など			<input checked="" type="checkbox"/>	バックアップ	<del>自動バックアップを行い、バックアップデータを保管している。</del> (部会後修正) 自動で日次バックアップを行う								
					<input checked="" type="checkbox"/>	データの暗号化	データは全て暗号化されている。								
					<input checked="" type="checkbox"/>	ログの取得管理	手動でログを取得し、ログデータを保管している。								
					<input checked="" type="checkbox"/>	パスワード認証	端末へのログイン時はパスワード認証と生体認証による二要素認証を導入している。								
					<input type="checkbox"/>	ICカード認証									
					<input checked="" type="checkbox"/>	生体認証	端末へのログイン時はパスワード認証と生体認証による二要素認証を導入している。								
					<input checked="" type="checkbox"/>	データ持ち出し管理ソフトの導入	データ持ち出し管理ソフトを導入している。								
					<input checked="" type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトの導入	ウイルス対策ソフトを導入している。								
					<input checked="" type="checkbox"/>	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。								
					<input type="checkbox"/>	(その他)									
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>			杉並区戸籍情報システムに係る保護管理要領に基づき、アクセス権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務上必要最小限の範囲に限定している。										
<input checked="" type="checkbox"/>	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>			杉並区戸籍情報システムに係る保護管理要領に基づき、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定している。										

自己点検表⑥(外部結合)

業務の名称:	戸籍に関する業務
主管部課名:	区民生活部区民課
業務の根拠法令等:	住民基本台帳法
利用目的(全体):	住民票記載事項通知等を電気通信回線を通じて通知するため

システム名	戸籍事務処理システム
外部結合を行う業務の内容	住民票記載事項通知等を電気通信回線を通じて通知するため

No.	提供する保有個人情報	取得する個人情報	1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			<input checked="" type="checkbox"/>	理由
	外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)		・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。<第1号・第2号>	
			<input checked="" type="checkbox"/>	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
2	性別	性別	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
3	生年月日	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
4	住所	住所	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
5	本籍	本籍	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
6	筆頭者	筆頭者	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
7	異動年月日	異動年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
8	届出日	届出日	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
9	住所を定めた年月日	住所を定めた年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
10	転属年月日	転属年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
11	在外選挙人名簿登録の有無	在外選挙人名簿登録の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
12	在外選挙人名簿登録地	在外選挙人名簿登録地	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
13	在外投票人名簿登録の有無	在外投票人名簿登録の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
14	在外投票人名簿登録地	在外投票人名簿登録地	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
15	世帯主名	世帯主名	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
16	世帯主との続柄	世帯主との続柄	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
17	新父母との続柄	新父母との続柄	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
18	旧父母との続柄	旧父母との続柄	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
19	住民票コード	住民票コード	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため
20	旧住民票コード	旧住民票コード	<input checked="" type="checkbox"/>	住民基本台帳法に基づいて、住民票記載事項通知等の通知は電子計算機から電気通信回線を通じて行うこととされているため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)					
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>					
<input type="checkbox"/>	①	外部結合の相手方<第3号>	行政機関	相手方の詳細<第3号関連>	区市町村長
<input type="checkbox"/>	②	外部結合の方法<第4号>	その他	その他の場合の詳細<第4号関連>	電気通信回線
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>					
<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等		
<input checked="" type="checkbox"/>	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠	<p>根拠をプルダウンから選択⇒ <input checked="" type="checkbox"/>【利用目的の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある</p> <p>【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。</p>	
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等】住民基本台帳法第9条第3項及び第19条第4項	
<input type="checkbox"/>	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>			
<input type="checkbox"/>	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>			
<input type="checkbox"/>	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>			
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦	漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>	専用電気通信回線を通じて暗号化された電子データの送受信を行う。		
<input type="checkbox"/>	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>			
<input type="checkbox"/>	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>			
<input type="checkbox"/>	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>			

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務			
主管部課名	保健福祉部国保年金課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和6年1月1日	杉並区国民健康保険条例
○	外部委託	変更	令和6年1月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
○	目的外利用	変更	令和6年1月1日	杉並区国民健康保険条例
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	変更	令和6年1月1日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	<p>「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」の施行に伴い、国民健康保険において出産する予定の被保険者又は出産（※1）した被保険者の産前産後期間にかかる国民健康保険料を、申請または職権により減額することになった。（※2）</p> <p>減額にあたり、妊娠の事実や出産、死産・流産の事実等を確認するため、新たに「妊娠・出産の状況」を個人情報として収集する。当該項目については、国保年金課では窓口等業務を民間事業者に委託していることから、外部委託記録にも新たに追加する。また、職権に基づく減額を実施するにあたって、該当者要件を確認するため、国民健康保険出産育児一時金支給金業務から、目的外利用を実施する。さらに、既存の国民健康保険システムに、当該減額に必要な電算記録項目を、新たに追加する。</p> <p><b>【個人情報登録】</b> 個人情報の記録の内容に「妊娠・出産状況」を追加する。</p> <p><b>【外部委託】</b> 委託に係る個人情報の項目の内容に「妊娠・出産状況」を追加する。</p> <p><b>【目的外利用】</b> 国民健康保険出産育児一時金支給に関する業務から「母親名」「出生児氏名」「育児受付日」「出生日」「出産・死産の別」の5項目を目的外利用する。</p> <p><b>【電算入力】</b> 記録の項目に「出生（予定）日」を含む11項目を追加する。</p> <p>※1 出産には死産、流産（人工妊娠中絶を含む）及び早産が含まれる。 ※2 単胎の場合は出生（予定）日の前月から4カ月間、多胎の場合は出生（予定）日の3カ月前から6カ月間の所得割保険料と被保険者均等割が減額される。</p>			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	<p>令和 年 月 日</p> <p>報告了承</p> <p>以下のとおり</p> <p>( )</p>			
備考				

## 個人情報登録票

	部課名 保健福祉部国保年金課、区民生活部区民課	整理番号			
業務の名称	国民健康保険被保険者資格賦課・収納	登録年月日	昭和62年6月1日		
に関する業務					
個人情報の収集目的	・国民健康保険の被保険者資格管理及び保険料賦課・収納のため ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された事務を行うため				
対象となる個人の範囲	国民健康保険被保険者・世帯主及び健康保険未加入者				
個人情報の収集方法	○ 本人 ○ 本人以外				
	本人以外収集の根拠	第1号該当・・・住民基本台帳法第12条第1項、第20条戸籍法第10条第1項 国民健康保険法第113条の2 第4号該当・・・平成7年7月14日審議会諮問第1号			
	目的外利用	部課名	業務の名称		
		保健福祉部杉並福祉事務所	生活保護		
		区民生活部課税課、納税課	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)		
区民生活部課税課		特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)			
保健福祉部国保年金課	国民健康保険出産育児一時金支給				
記録形態	○ 文書 ○ 電算 その他 ( )				
個人情報の記録の内容	住民記録等の情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 性別 生年月日 本籍・国籍 続柄 電話番号 出生・死亡の状況 住所等異動状況 個人番号	収入 税額 保険料賦課状況 保険料収納状況 収納経過	傷病等の状況 治療等の状況 診断結果の状況 入院等の状況 妊娠・出産状況	家族構成 扶養関係 生活保護受給状況 施設入所 仕送り 年金受給の状況 国民健康保険資格状況 健康保険資格状況 減免申請理由 遠隔地用被保険者証申請理由 介護保険加入の状況 介護保険料賦課状況 口座 決裁種別	職業・勤務先 通称名
備考					



## 外部委託記録票

部課名 保健福祉部国保年金課、区民生活部区民課		整理番号	
業務の名称	国民健康保険被保険者資格賦課・収納		記録年月日 平成28年4月
諮問年月日	平成28年2月26日	諮問第39号	確認年月日
	令和5年11月9日	報告第33号	
委託先	民間事業者	業務委託期間	単年度 <input type="radio"/> 継続
委託の内容	<p>1 資格賦課に関する事務</p> <p>①国保資格届出受付、確認及び受理決定後のシステム入力</p> <p>②保険証等交付申請受付、確認、交付決定後の保険証等作成及び引渡し</p> <p>③保険料算定に関する届出等受付、確認及び受理決定後のシステム入力</p> <p>④保険料の減免申請受付、確認</p> <p>⑤受理済届出書等の点検、未入力分及び不備訂正決定後のシステム入力</p> <p>⑥電算チェックリスト確認及び不備訂正決定後のシステム入力</p> <p>⑦賦課資料入力準備及びシステム入力</p> <p>⑧保険料等の問合せ回答</p> <p>2 保険料収納に関する事務</p> <p>①保険料収納、還付金申請受付及び支払い</p> <p>②保険料納付状況問合せへの回答</p> <p>③保険料収納日計表の作成</p> <p>④口座振替の開始・廃止の受付と内容確認及びデータ入力、口座振替依頼書、お知らせ等の発送</p> <p>⑤納め過ぎた保険料の還付及び充当の、内容確認とデータ入力、決定後の通知書発送</p> <p>⑥督促状送付非該当者のデータ入力及び非該当者通知書引抜き作業</p>	委託の条件	<input type="radio"/> 個人情報の適切な管理
			<input type="radio"/> 秘密の保持
			<input type="radio"/> 再委託の禁止
			<input type="radio"/> 目的外使用の禁止
			<input type="radio"/> 第三者への提供の禁止
			<input type="radio"/> 複写及び複製の禁止
			<input type="radio"/> 提供資料の返還義務
			<input type="radio"/> 立入調査の実施
			<input type="radio"/> 事故発生時の報告義務
<input type="radio"/> 条例遵守			
委託に係る個人情報の項目	<p>1氏名 2世帯主 3住所 4性別 5生年月日 6記号番号 7個人コード 8世帯コード 9在留資格</p> <p>10続柄 11電話番号 12出生・死亡 13住所等異動記録 14個人番号 15収入・所得 16住民税</p> <p>17保険料賦課額・納付額 18保険料収納額・滞納額 19保険料還付額 20口座の状況 21職業・勤務先</p> <p>22扶養関係 23生活保護受給状況 24病院等入院・入所状況 25年金受給状況</p> <p>26資格取得・喪失年月日 27資格取得・喪失理由 28保険証区分 29特定同一世帯 30減免申請理由</p> <p>31旧被扶養者 32特例対象被保険者 33離職状況 34遠隔地用被保険者証 35介護保険二号被保険者の状況</p> <p>36妊娠・出産状況</p>		
委託先との授受の方法	<input type="radio"/> 閲覧 <input type="radio"/> 文書      磁気媒体 <input type="radio"/> その他（電算入力）		

## 目的外利用記録票

		部課名	保健福祉部国保年金課、区民生活部区民課	整理番号	DB0933
			記録年月日	平成6年3月14日	
被目的外利用業務の名称		国民健康保険出産育児一時金支給 に関する業務			
目的外利用をした	部課名	保健福祉部国保年金課			
	業務の名称	国民健康保険被保険者資格賦課・収納 に関する業務			
	理由	・国民健康保険料減額にあたって、対象者要件を確認するため			
目的外利用の根拠	本人同意 <input type="radio"/> 本人同意以外 <input type="radio"/>				
	本人同意以外の根拠	法第69条第2項第2号該当・・・国民健康保険法施行令第29条の7第9号、			
		国民健康保険法施行規則第32条の10の2、			
		杉並区国民健康保険条例			
目的外利用の方法		<input type="radio"/> 閲覧	文書	電算	<input type="radio"/> その他（電話）
目的外利用した個人情報項目	1 母親名	16			
	2 出生児氏名	17			
	3 育児受付日	18			
	4 出生日	19			
	5 出産・死産の別	20			
	6	21			
	7	22			
	8	23			
	9	24			
	10	25			
	11	26			
	12	27			
	13	28			
	14	29			
	15	30			
備考					

# 電 算 入 力 記 録 票

	部 課 名	保健福祉部国保年金課	整 理 番 号	第10000-9号
業務システム名	国民健康保険システム		記録年月日	昭和62年6月1日
記 録 の 経 過	審議会諮問年月日	番号	記録年月日	記録・消去した項目番号
	令和2年7月30日	29	令和3年1月1日	1~984(全部変更)
	令和3年5月24日	19	令和3年5月25日	985~992
	令和4年3月17日	61	令和4年4月1日	993
	令和5年11月9日	33	令和6年1月1日	994~1004追加
記 録 の 項 目	1~993(省略)			
	994	出生(予定)日		
	995	出産区分		
	996	認定状態		
	997	減額申請日		
	998	減額決定日		
	999	軽減適用開始日		
	1000	産前産後軽減計算日		
	1001	減額対象月(自~至)		
	1002	産前産後軽減額(医療)		
	1003	産前産後軽減額(支援)		
1004	産前産後軽減額(介護)			
備 考				

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称:	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務
主管部課名:	保健福祉部国保年金課
業務の根拠法令等:	杉並区国民健康保険条例
利用目的(全体):	申請により国民健康保険料を減額するため。

対象となる個人の範囲:  
(第1号) 国民健康保険被保険者

No.	保有する個人情報の内容 (下線は要配慮個人情報)	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。<第2号> 保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。<第3号>	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。<第4号>	本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)<第5号>	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。<第6号>	
		利用目的	変更前の利用目的との相当の関連性	利用目的を明示する方法等	根拠法令又は相当の理由	
1	妊娠・出産状況	<input checked="" type="checkbox"/> 出生(予定)日以前に保険料免除申請を受ける場合の確認のため。	無	<input checked="" type="checkbox"/> 区公式HP及び案内チラシに掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険法施行規則第32条の10の2、杉並区国民健康保険条例	
2		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

自己点検表②(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称:	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務
主管部課名:	保健福祉部国保年金課
業務の根拠法令等:	杉並区国民健康保険条例
利用目的(全体):	申請により国民健康保険料を減額するため。

No.	委託先等に取り扱わせる保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)
		ア	イ	ウ	エ	業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。<第5号>
						委託先等に取り扱わせることが必要理由
1	妊娠・出産状況	○				☑ 保険料算定に関する届出を受け付けるため
2						□
3						□
4						□
5						□
6						□
7						□
8						□
9						□
10						□
11						□
12						□
13						□
14						□
15						□
16						□
17						□
18						□
19						□
20						□
21						□
22						□

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容 <第1号>	ア	保険料算定に関する届出等受付、確認及び受理決定後のシステム入力
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

・委託先又は指定管理者が取扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。<第2号>	
☑	選定に使用した選定基準等
☑①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)	
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。<第3号>	
契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑② 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項<第3号ア>	個人情報に係る外部委託契約の特記仕様書に記載する。
☑③ 【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る外部委託契約の特記仕様書に記載する。
無④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑⑤ 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項<第3号エ>	個人情報に係る外部委託契約の特記仕様書に記載する。
☑⑥ 個人情報の複製等の制限に関する事項<第3号オ>	個人情報に係る外部委託契約の特記仕様書に記載する。
☑⑦ 個人情報の安全管理措置に関する事項<第3号カ>	個人情報に係る外部委託契約の特記仕様書に記載する。
☑⑧ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項<第3号キ>	個人情報に係る外部委託契約の特記仕様書に記載する。
☑⑨ 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項<第3号ク>	個人情報に係る外部委託契約の特記仕様書に記載する。
☑⑩ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項<第3号ケ>	損害賠償責任について、契約書に記載あり。
☑⑪ 【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る外部委託契約の特記仕様書に記載する。
無⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑⑬ 関係法令の遵守に関する事項<第3号ン>	個人情報に係る外部委託契約の特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)	
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第4号、第6号～第10号>	
確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑⑭ 委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。<第4号>	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させることとしている。また、従事者に対し「情報セキュリティ研修」を行い、従事者の了解のもと、誓約書の写しを提出することとしている。
☑⑮ 委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。<第6号>	履行評価実施要領に基づき、四半期に一度「履行状況評価」を行う中で、個人情報の管理状況等の確認を行っている。
☑⑯ 【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱われる保有個人情報の範囲及びその委当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自ら⑤の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。<第7号>	再委託は発生しない。
無⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。<第8号>	
☑⑱ 漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。<第9号>	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑⑲ 委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。<第10号>	個人情報の授受にあたっては、紙媒体・電子媒体に関わらず、管理簿による管理を行っている。

自己点検表④(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称:	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務
主管部課名:	保健福祉部国保年金課
業務の根拠法令等:	杉並区国民健康保険条例
利用目的(全体):	申請により国民健康保険料を減額するため。

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	国民健康保険出産育児一時金支給に関する業務	部課名	保健福祉部国保年金課
	目的外利用を行う理由	国民健康保険料減額にあたって、対象者要件を確認するため		
外部提供	外部提供先の種別		外部提供先(詳細)	
	外部提供の方法		方法(詳細)	

No.	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	母親名	☑	出産被保険者を特定するため
2	出生児氏名	☑	出生の事実を確認するため
3	育児受付日	☑	出産育児一時金申請の事実を確認するため
4	出生日	☑	保険料減額の基準となる日の確認のため
5	出産・死産の別	☑	申請勧奨にあたり、同封チラシの種別を変更するため
6		□	
7		□	
8		□	
9		□	
10		□	
11		□	
12		□	
13		□	
14		□	
15		□	
16		□	
17		□	
18		□	
19		□	
20		□	

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)		
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第2号～第7号>		
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等
☑	① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。<第2号・第3号>	<p>根拠をプルダウンから選択⇒ ④【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第2号</p> <p>【目的外利用】行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】本件減額にあたっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2第2項により、被保険者が出産の後、当該世帯の世帯主から保険料減額に関する届出が行われていない場合であり、かつ市町村が減額の実施に必要な事項を確認することができたとき、保険料の減額をすることとされている。また、杉並区国民健康保険条例第24条の4第4項において、保険料減額の届出の有無に関わらず、届出に必要な事項を確認することができるときは、届出を省略させることができる。とされている。出産育児一時金の申請にあたっては、出産予定日など本件減額に必要な情報を収集しているため、国民健康保険法第113条の2に基づき、必要な書類の閲覧及び資料の提供を求めるものである。</p>
無	② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。<第4号>	
無	③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第5号>	
無	④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第6号>	
無	⑤ 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。<第7号>	

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)		
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第8号～第10号>		
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第8号>	
無	⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第9号>	
無	⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第10号>	

自己点検表⑤(電算入力)

業務の名称:	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務
主管部課名:	保健福祉部国保年金課
業務の根拠法令等:	杉並区国民健康保険条例
利用目的(全体):	申請により国民健康保険料を減額するため。

システム名	国民健康保険システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	国民健康保険料の減額

No.	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。<第1号>	電子計算組織への記録が必要な理由
1	出生(予定)日	<input checked="" type="checkbox"/>	保険料減額の基準日とするため
2	出産区分	<input checked="" type="checkbox"/>	通常出産、死産、多胎出産の別を管理するため
3	認定状態	<input checked="" type="checkbox"/>	申請状況(申請中、決定、却下等)の管理のため
4	減額申請日	<input checked="" type="checkbox"/>	申請情報の管理のため
5	減額決定日	<input checked="" type="checkbox"/>	申請情報の管理のため
6	軽減適用開始日	<input checked="" type="checkbox"/>	減額額情報を管理するため
7	産前産後軽減計算日	<input checked="" type="checkbox"/>	減額額情報を管理するため
8	減額対象月(自～至)	<input checked="" type="checkbox"/>	減額額情報を管理するため
9	産前産後軽減額(医療)	<input checked="" type="checkbox"/>	減額額情報を管理するため
10	産前産後軽減額(支援)	<input checked="" type="checkbox"/>	減額額情報を管理するため
11	産前産後軽減額(介護)	<input checked="" type="checkbox"/>	減額額情報を管理するため
12		<input type="checkbox"/>	
13		<input type="checkbox"/>	
14		<input type="checkbox"/>	
15		<input type="checkbox"/>	
16		<input type="checkbox"/>	
17		<input type="checkbox"/>	
18		<input type="checkbox"/>	
19		<input type="checkbox"/>	
20		<input type="checkbox"/>	

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)													
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>													
<input checked="" type="checkbox"/>	①	対象者数 <第2号ア>	約300人	<input checked="" type="checkbox"/>	②	操作員数 <第2号イ>	35人	<input checked="" type="checkbox"/>	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員 区職員以外	操作員の詳細 <第2号ク関連>	常勤職員、会計年度任用職員及び窓口等委託事業者
<input checked="" type="checkbox"/>	④	データ処理 件数 <第2号エ>	約300件	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤	操作端末 種別 <第2号オ>	職員用PC	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号カ関連>					
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>													
確認事項					確認事項への具体的対応・代替措置等								
<input checked="" type="checkbox"/>	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など					<input checked="" type="checkbox"/>	バックアップ	自動で日次バックアップを実施している。					
<input checked="" type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>	データの暗号化	データ、バックアップデータについての暗号化を実施している。					
<input checked="" type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>	ログの取得管理	システムの稼働(令和3年1月)からのログが保管されている。					
<input checked="" type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>	パスワード認証	住民情報系端末のOSパスワード及びシステムへのログインパスワード認証を実施している。					
<input checked="" type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	ICカード認証						
<input checked="" type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>	生体認証	住民情報系端末に生体認証を導入している。					
<input checked="" type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>	データ持ち出し管理ソフトの導入	住民情報系端末にデータ持ち出し管理ソフトを導入している。サーバを設置しているデータセンター事業者はシステムにアクセスすることはできない。					
<input checked="" type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトの導入	サーバ及び住民情報系端末にウイルス対策ソフトを導入している。					
<input checked="" type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>	無停電電源装置(UPS)の導入	データセンターにて無停電電源装置の設置及び非常用自家発電機を導入している。					
<input checked="" type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	無(その他)						
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>	電算システムへのアクセスは、担当者単位で操作権を設定し、必要最小限の業務範囲に限定している。										
<input checked="" type="checkbox"/>	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>	国保年金課情報セキュリティ手順書に、上司の許可がない保有個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部への送付又は持ち出しを禁止する規定を設けるとともに、データ持ち出し管理ソフトを導入し、保有個人情報の媒体への記録を制限している。										

# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が減額されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険料の免除方法

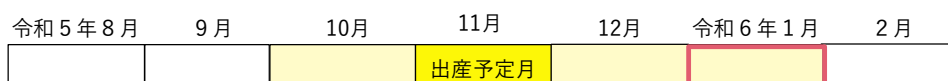
- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

## 届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

## 届出先

〇〇市（区・町・村） 〇〇部〇〇課〇〇係 TEL — —



杉並区個人情報保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	障害者自立支援給付に関する業務 外6業務(別紙1参照)			
主管部課名	保健福祉部障害者施策課 外3課(別紙1参照)			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	変更	令和6年1月4日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	変更	令和6年1月4日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	<p>現在、区における障害者福祉に関するシステムは、自立支援給付費支給管理等業務を担う「障害者福祉総合システム(小型電子計算組織)」と、障害者福祉手当支給の業務等を担う「障害者福祉システム(中央電子計算組織)」で構成され、運営している。</p> <p>当該障害者福祉に関するシステムにおいても、国から令和7年度までに標準準拠システムに対応することが求められており、円滑に標準準拠システムに移行するため、この度、「障害者福祉システム(中央電子計算組織)」に、「障害者福祉総合システム(小型電子計算組織)」の機能を統合することとした。(参考資料：システム切り替えイメージ図)</p> <p><b>【外部委託】</b> 現在稼働している「障害者福祉システム」に機能追加する形でシステムを構築し、運用する。「障害者福祉システム」については、既に外部委託を実施しているところであるが(令和元年度第4回個人情報保護審議会に諮問)、委託に係る機能が追加されることに伴い改めて自己点検を行うものである。</p> <p><b>【電算入力】</b> 機能を追加構築することで必要となる業務データについて、中央電子計算組織としての電算入力記録項目を追加する。</p>			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日			
	報告了承			
	以下のとおり			
	( )			
備考				

## 対象業務名一覧

別紙 1

No.	対象業務名	業務の根拠法令等	主管部課名
1	障害者自立支援給付に関する業務	障害者総合支援法	保健福祉部障害者施策課
2	身体障害者福祉に関する業務	身体障害者福祉法	保健福祉部杉並福祉事務所
3	知的障害者福祉に関する業務	知的障害者福祉法	保健福祉部障害者施策課
4	障害者自立支援医療（精神通院医療）に関する業務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	杉並保健所保健予防課、保健サービス課
5	精神障害者保健福祉手帳に関する業務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	杉並保健所保健予防課、保健サービス課
6	難病等医療費助成に関する業務	難病の患者に対する医療費等に関する法律	杉並保健所保健予防課、保健サービス課
7	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務	児童福祉法	杉並保健所保健予防課、保健サービス課

※中央電子計算組織に係るシステム運用等に関する業務については、情報管理課が委託契約等を行い、各業務主管課にてシステムを利用している。

## 外部委託記録票

		部課名 政策経営部情報管理課	整理番号		
業務の名称		中央電子計算組織に係るシステム運用等		記録年月日	平成15年2月14日
				に関する業務	
諮問等年月日		平成15年2月14日	諮問第49号	確認年月日	
		令和元年12月24日	諮問第49号		
		令和5年11月9日	報告第34号		
委託先		民間事業者		業務委託期間	単年度 <input type="radio"/> 継続
委託の内容	中央電子計算組織に関する構築・保守・運用業務  <再委託の範囲> 中央電子計算組織に関する構築・保守に係る事項		委託の条件	<input type="radio"/> 個人情報の適切な管理	
				<input type="radio"/> 秘密の保持	
				<input type="radio"/> 再委託の禁止	
				<input type="radio"/> 目的外使用の禁止	
				<input type="radio"/> 第三者への提供の禁止	
				<input type="radio"/> 複写及び複製の禁止	
				<input type="radio"/> 提供資料の返還義務	
				<input type="radio"/> 立入調査の実施	
				<input type="radio"/> 事故発生時の報告義務	
<input type="radio"/> 条例遵守					
委託に係る個人情報の項目	中央電子計算組織で管理する業務システム(別紙2参照)の全電算記録項目(個人情報含む) ※区が設置するシステム環境で委託業務を実施するため、委託先とのデータ授受は発生しない。				
委託先との授受の方法	閲覧                      文書                      磁気媒体                      その他 (      )				

## 中央電子計算組織で管理する業務システム

No.	システム名称（電算入力記録票）
1	住民記録システム
2	印鑑登録システム
3	証明書コンビニ交付システム
4	住民税システム
5	滞納整理システム
6	軽自動車税システム
7	区民農園システム
8	国民健康保険システム
9	後期高齢者医療システム
10	国民年金システム
11	介護保険システム
12	災害時要配慮者支援システム
13	基幹業務共通システム ※
14	障害者福祉システム
15	老人福祉システム
16	高齢者福祉サービスシステム
17	施設措置システム
18	児童手当システム
19	ひとり親家庭等医療費助成システム
20	子どもの医療費助成システム
21	保育システム
22	利用者認証システム（住民情報系システム共通）
23	宛名管理システム
24	共通基盤システム（番号制度対応機能）
25	申請管理システム

※基幹業務共通システムについては、各電算入力記録票の項目で管理

# 電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	保健福祉部障害者施策課		整 理 番 号	第10000-12号	
業務システム名		障害者福祉システム			記録年月日	昭和62年6月1日	
記 録 の 経 過	審議会諮問等年月日	番号	記録年月日		記録・消去した項目番号		
	令和2年7月30日	34	令和3年1月1日		1~144(全部変更)		
	令和5年11月9日	34	令和6年1月4日		145~406(追加)		
記 録 の 項 目	1 ~144(省略)			159 変更理由			
	145 郵便番号			160 再交付日			
	146 本籍地			161 返還日			
	147 旧住所・新住所			162 返還理由			
	148 異動日			163 指導記録			
	149 職業			164 医師			
	150 学歴			165 診断日			
	151 保護者氏名			166 再認定年月			
	152 申請受理番号			167 視覚種別			
	153 変更・再交付申請日			168 視力			
	154 進達日			169 聴力			
	155 却下理由			170 旅客(航空)割引			
	156 判定理由			171 援護開始日			
	157 手帳番号			172 援護終了日			
	158 変更日			173 援護開始理由			
備 考	【R2.7.30】障害者福祉システム(整理番号:第10号)から全部変更						

		部 課 名	保健福祉部障害者施策課	整理番号	第10000-12号
業務システム名		障害者福祉システム		記録年月日	昭和62年6月1日
記 録 の 項 目	174	管轄部署	209	負担上限額	
	175	部位	210	生保減免前所得区分	
	176	障害認定日	211	保険記号番号	
	177	診査日	212	薬局	
	178	原因	213	訪問看護	
	179	障害内容	214	変更申請日	
	180	判定機関	215	判定依頼日	
	181	程度	216	決定内容	
	182	IQ	217	医療の具体的方針	
	183	再判定年月	218	入院区分	
	184	JR減額種別	219	医療費総額	
	185	再交付理由	220	薬剤総額	
	186	管轄センター	221	医療内容	
	187	申請受理日	222	特定疾病	
	188	申請者氏名	223	傷病名	
	189	新規申請日	224	補装具	
	190	新規申請理由	225	進達番号	
	191	結果受理日	226	保健師面接日	
	192	添付書類	227	疾病名	
	193	更新・再交付日	228	助成内容	
	194	更新・再交付理由	229	公費負担者番号	
	195	手帳受領日	230	所得階層	
	196	通知送付日	231	適用区分	
	197	有効期間開始	232	上限月額	
	198	有効期間終了	233	入院	
	199	支給要件	234	外来	
	200	該当区分	235	資格取得日	
	201	国保依頼日	236	児者区分	
202	国保送付日	237	最多収入者		
203	調査基準日	238	所得		
204	世帯区分	239	障害年金		
205	収入額	240	手当		
206	所得割額	241	用具名称		
207	所得判定年度	242	用具耐用年数		
208	所得区分	243	物品名称		

		部 課 名	保健福祉部障害者施策課	整理番号	第10000-12号
業務システム名		障害者福祉システム		記録年月日	昭和62年6月1日
記 録 の 項 目	244	物品耐用年数	279	支給月数	
	245	取扱業者	280	決定支給量	
	246	給付番号	281	希望支給量	
	247	給付貸与	282	特記事項	
	248	交付月	283	支給理由	
	249	納入月	284	利用中サービス	
	250	支払区分	285	要介護認定	
	251	難病	286	要介護度	
	252	用具上限額	287	要介護認定有効期間	
	253	決定金額	288	居なし期間	
	254	自己負担額	289	判定ソフト引渡有無	
	255	公費負担額	290	障害支援区分	
	256	完成用部品名称	291	スコア	
	257	判定予定日	292	上限適用期間	
	258	支給番号	293	補足給付額	
	259	購入借受け修理	294	補足適用期間	
	260	借受けの意向	295	食事提供加算	
	261	納入日	296	食事適用期間	
	262	返却日	297	社福軽減	
	263	返却理由	298	軽減適用期間	
	264	借受け終了予定日	299	届出区分	
	265	修理部位	300	対象者との関係	
	266	処方	301	事業所番号	
	267	世帯番号	302	事業所区分	
	268	性別	303	指定／基準該当	
	269	住民日異動日	304	市町村コード	
	270	非住民日異動日	305	事業所名	
	271	保護者との関係	306	事業所名カナ	
272	障害の種類	307	管轄指定期間コード		
273	更生相談所の意見の有無	308	所在地		
274	食事提供体制加算	309	FAX		
275	サービス種類	310	法人種別		
276	決定区分	311	代表者職名		
277	単価区分	312	代表者氏名		
278	受給期間	313	代表者氏名カナ		

		部 課 名	保健福祉部障害者施策課	整理番号	第10000-12号
業務システム名		障害者福祉システム		記録年月日	昭和62年6月1日
記 録 の 項 目	314	代表者住所	349	取下区分	
	315	既得事業所コード	350	申請者番号	
	316	旧事業所コード	351	身障手帳番号	
	317	支給期間	352	療育手帳番号	
	318	サービス内容情報	353	精神手帳番号	
	319	障害基礎年金1級受給	354	認定有効月数	
	320	暫定支給決定期間	355	認定有効期間	
	321	体験利用期間	356	意見書作成医区分	
	322	サテライト型期間	357	主治医	
	323	利用中のサービス	358	意見書作成医	
	324	公費受給者番号	359	意見書作成依頼日	
	325	療養介護医療費負担上限月額	360	実施場所区分	
	326	食事療養自己負担額	361	認定調査員	
	327	適用期間	362	認定調査希望日時	
	328	市町村名	363	認定調査予定日時	
	329	同一世帯	364	一次判定日	
	330	照会側不開示	365	一次判定結果	
	331	特定個人情報名	366	訓練等給付スコア	
	332	対象事務手続	367	行動援護スコア	
	333	対象事務	368	審査会スケジュール	
	334	情報照会条件	369	診査順番号	
	335	機関分類コード	370	二次判定日	
	336	区分	371	二次判定結果	
	337	枝番	372	一次判定変更事項	
	338	固有領域	373	再調査区分	
	339	接続開始年	374	審査会意見	
	340	1月1日時点の居住地	375	認定理由	
	341	転入前住所	376	調査実施日時	
342	無償化対象期間	377	調査実施場所		
343	児童相談所の意見の有無	378	調査者番号		
344	肢体不自由児通所医療費負担上限月額	379	身体障害者等級		
345	計画相談支援有効期間	380	身体障害の種類		
346	モニタリング実施区分	381	療育手帳等級		
347	モニタリング期間	382	精神障害者保健福祉手帳等級		
348	モニタリング事業所	383	難病等疾病名		



		部 課 名	保健福祉部障害者施策課	整理番号	第10000-12号	
業務システム名		障害者福祉システム		記録年月日	昭和62年6月1日	
記 録 の 項 目	384	障害基礎年金等級				
	385	その他の障害年金等級				
	386	生活保護の受給				
	387	外出の頻度				
	388	社会活動の参加の状況				
	389	過去2年間の入所歴の有無				
	390	入所期間				
	391	過去2年間の入院歴の有無				
	392	入院期間				
	393	就労状況				
	394	一般就労やパート・アルバイトの経験				
	395	最近1年間の就労経験				
	396	就労中断の有無				
	397	就労希望の有無				
	398	日中活動の状況				
	399	介護者(支援者)の状況				
	400	居住関連の状況				
	401	移動や動作等に関連する調査項目				
	402	身の回りの世話や日常生活等に関連する調査項目				
	403	意思疎通等に関連する調査項目				
	404	行動障害に関連する調査項目				
	405	特別な医療に関連する調査項目				
	406	その他補足事項				

自己点検表②(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称:	中央電子計算組織に係るシステム運用等に関する業務
主管部課名:	政策経営部情報管理課 (別紙1※参照)
業務の根拠法令等:	障害者総合支援法 外 (別紙1参照)
利用目的(全体):	中央電子計算組織の構築・保守・運用

No.	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	電算入力記録票参照	○				☑	構築・保守・運用業務に必要なため
2						□	
3						□	
4						□	
5						□	
6						□	
7						□	
8						□	
9						□	
10						□	
11						□	
12						□	
13						□	
14						□	
15						□	
16						□	
17						□	
18						□	
19						□	
20						□	
21						□	
22						□	

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容 <第1号>	ア	中央電子計算組織に関する構築・保守・運用業務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		中央電子計算組織に関する構築・保守・運用業務

2. 委託先又は指定管理者が取扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。<第2号>		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。<第3号>		
契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置	
☑②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項<第3号ア>	
☑③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	
無④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項<第3号エ>	
☑⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項<第3号オ>	
☑⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項<第3号カ>	
☑⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項<第3号キ>	
☑⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項<第3号ク>	
☑⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項<第3号ケ>	
☑⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	
無⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑⑬	関係法令の遵守に関する事項<第3号シ>	
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第4号、第6号～第10号>		
確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等	
☑⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。<第4号>	情報管理責任者の役職・氏名、情報の管理体制、従事する従業員の役職・氏名・役割等を示した管理体制図の提出を求める。
☑⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。<第6号>	運用監視を行う事業者に対して、実地検査を行う。
☑⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか、(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。<第7号>	再委託する場合、事前に再委託の内容及び再委託先を提示し区の承認を得ることとしている。
無⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。<第8号>	
☑⑱	漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。<第9号>	提供する個人情報は委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。<第10号>	・受託した業務で収集・使用した個人情報は、速やかな区への返還を求めている。 ・データ移行に関する情報は、庁舎外への持ち出しを禁止、サーバー類の保存領域での管理を義務付けている。

自己点検表⑤(電算入力)

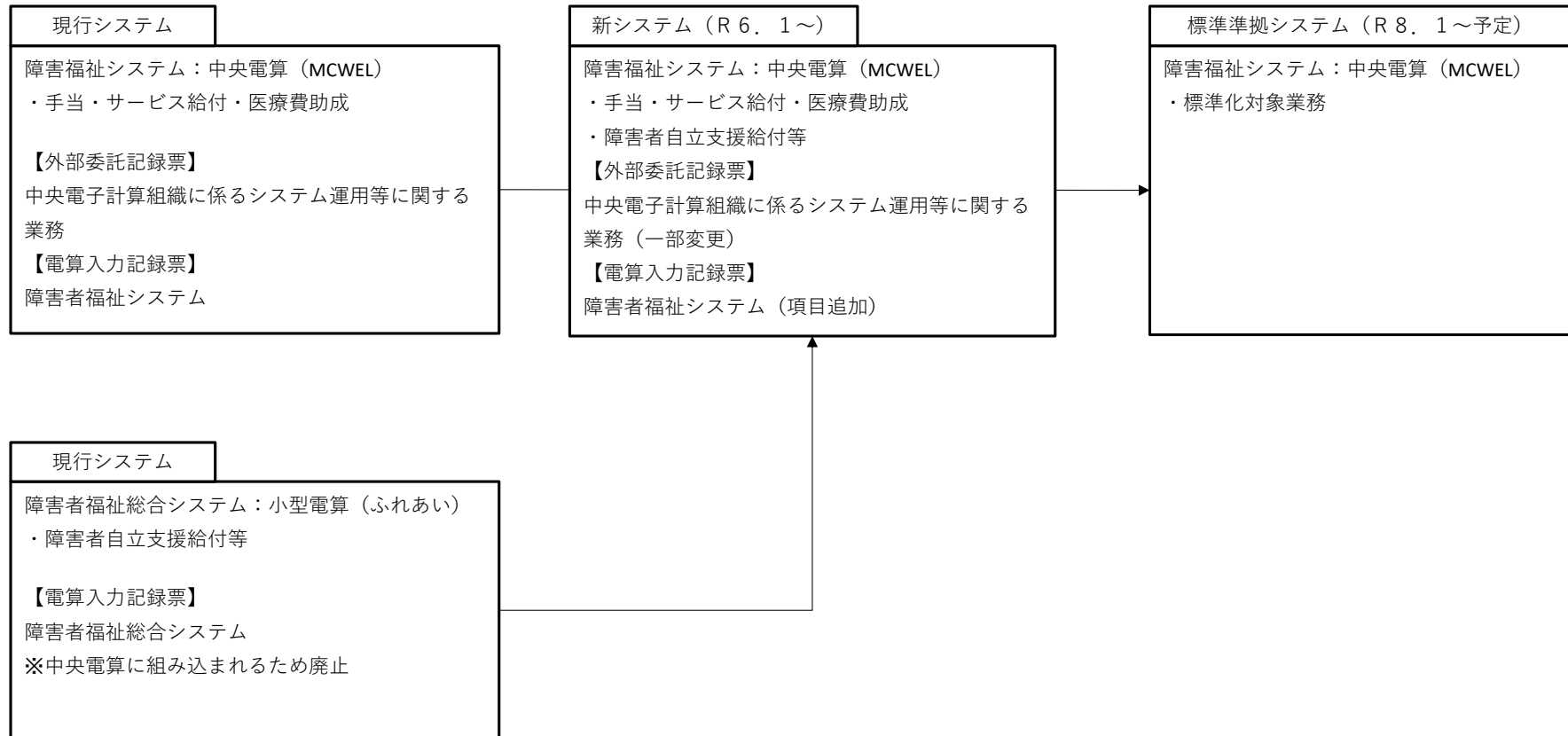
業務の名称:	障害者自立支援給付に関する業務 外6業務(別紙1参照)
主管部課名:	保健福祉部障害者施策課 外3課(別紙1参照)
業務の根拠法令等:	障害者総合支援法 外(別紙1参照)
利用目的(全体):	障害者自立支援給付等の業務のため

システム名	障害者福祉システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容(電子計算組織の処理内容・利用方法)	障害者自立支援給付をはじめとする各障害福祉サービスの受給者管理、報酬支払管理等を行う。

No.	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	
		<input checked="" type="checkbox"/>	電子計算組織への記録が必要な理由
1	電算入力記録票参照	<input checked="" type="checkbox"/>	・システムを利用することにより、効率的で正確な事務処理を行うことができる。
2		<input type="checkbox"/>	
3		<input type="checkbox"/>	
4		<input type="checkbox"/>	
5		<input type="checkbox"/>	
6		<input type="checkbox"/>	
7		<input type="checkbox"/>	
8		<input type="checkbox"/>	
9		<input type="checkbox"/>	
10		<input type="checkbox"/>	
11		<input type="checkbox"/>	
12		<input type="checkbox"/>	
13		<input type="checkbox"/>	
14		<input type="checkbox"/>	
15		<input type="checkbox"/>	
16		<input type="checkbox"/>	
17		<input type="checkbox"/>	
18		<input type="checkbox"/>	
19		<input type="checkbox"/>	
20		<input type="checkbox"/>	

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)													
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>													
<input checked="" type="checkbox"/>	①	対象者数<第2号ア>	延べ42,500 人	<input type="checkbox"/>	②	操作員数<第2号イ>	84 人	<input type="checkbox"/>	③	操作員種別<第2号ウ>	区職員	操作員の詳細<第2号ウ関連>	常勤職員・会計年度任用職員 ※委託事業者も操作する。
<input checked="" type="checkbox"/>	④	データ処理件数<第2号エ>	約4,000 件	<input type="checkbox"/>	⑤	操作端末種別<第2号オ>	処理専用PC	(その他の場合)操作端末の詳細<第2号オ関連>					
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>													
確認事項					確認事項への具体的対応・代替措置等								
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など			<input type="checkbox"/>	バックアップ	自動で日次バックアップを実施している。						
					<input checked="" type="checkbox"/>	データの暗号化	データ、バックアップデータについての暗号化を実施している。						
					<input checked="" type="checkbox"/>	ログの取得管理	システムの稼働(令和3年1月)からのログが保管されている。						
					<input checked="" type="checkbox"/>	パスワード認証	住民情報系端末のOSパスワード及びシステムへのログインパスワード認証を実施している。						
					<input type="checkbox"/>	ICカード認証							
					<input checked="" type="checkbox"/>	生体認証	住民情報系端末に生体認証を導入している。						
					<input checked="" type="checkbox"/>	データ持ち出し管理ソフトの導入	住民情報系端末にデータ持ち出し管理ソフトを導入している。サーバを設置しているデータセンター事業者はシステムにアクセスすることはできない。						
					<input checked="" type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトの導入	サーバ及び住民情報系端末にウイルス対策ソフトを導入している。						
					<input checked="" type="checkbox"/>	無停電電源装置(UPS)の導入	データセンターにて無停電電源装置の設置及び非常用自家発電機を導入している。						
					<input type="checkbox"/>	無(その他)							
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>			障害者福祉システムのログイン権限は、システムを利用する必要がある業務の担当者、委託事業者に限定している。								
<input checked="" type="checkbox"/>	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>			情報セキュリティ実施手順書に、情報管理責任者又は副管理責任者の許可がない保有個人情報の複製、送信、持ち出しを禁止する規定を設けている。								

(参考資料) システム切り替えイメージ図



杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	杉並子育て応援券に関する業務			
主管部課名	子ども家庭部地域子育て支援課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力		令和6年4月1日	
○	外部結合	新規	令和6年4月1日	
案件の概要	<p>現在、子育て応援券事業の利用者等情報については、区及び運用事業者でそれぞれ別にシステム管理をしており、データの同期は毎週USBメモリの授受により行っている。現行の同期方法では授受までの間、区と運用事業者の保有する情報に差異が生じ、問い合わせへ迅速に対応する際の課題となっている。また、同期作業時のエラー発生等のリスクも生じている。</p> <p>これらを解決するために、令和6年度の子育て応援券事業のデジタル化に伴い、これまで別管理としていたシステムについて、クラウドサービス上に構築する新たな子育て応援券利用者等管理システム（以下「新システム」という。）による一元的な管理を行うこととする。</p> <p><b>【電算入力】</b> 新システムで記録する管理個人情報に係る必要な措置の自己点検を実施する。</p> <p><b>【外部結合】</b> 新システムを利用するため、区のSWITCHネットワークとクラウドサービスを仮想専用通信網（VPN）を通じて外部結合し、「宛名番号」ほか32項目の提供及び取得を行う。</p>			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日			
	報告了承			
	以下のとおり			
	( )			
備考				

## 外部結合記録票

部 課 名	子ども家庭部地域子育て支援課	整 理 番 号	
業務の名称	杉並子育て応援券	記録年月日	令和6年4月1日
外部結合の相手方	民間事業者		
外部結合の根拠	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するためには、クラウドサービス上での情報一元管理が必要であるため。		
外部結合の方法	仮想専用通信網(VPN)		
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 宛名番号	1 宛名番号	
	2 世帯番号	2 世帯番号	
	3 氏名	3 氏名	
	4 生年月日	4 生年月日	
	5 性別	5 性別	
	6 住所	6 住所	
	7 続柄	7 続柄	
	8 住民年月日	8 住民年月日	
	9 住定年月日	9 住定年月日	
	10 異動事由	10 異動事由	
	11 異動年月日	11 異動年月日	
	12 応援券番号	12 応援券番号	
	13 応援券発行年月日	13 応援券発行年月日	
	14 発行ポイント	14 発行ポイント	
15 利用ポイント	15 利用ポイント		
備 考			

## 外部結合記録票

部 課 名	子ども家庭部地域子育て支援課	整 理 番 号	
業務の名称	杉並子育て応援券	記録年月日	令和6年4月1日
に関する業務			
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	16 資格取得(喪失)年月日	16 資格取得(喪失)年月日	
	17 資格取得(喪失)理由	17 資格取得(喪失)理由	
	18 再発行年月日・理由	18 再発行年月日・理由	
	19 世帯主及び配偶者氏名・生年月日・連絡先	19 世帯主及び配偶者氏名・生年月日・連絡先	
	20 保護者(申請者)氏名・生年月日・連絡先	20 保護者(申請者)氏名・生年月日・連絡先	
	21 応援券利用年月日	21 応援券利用年月日	
	22 応援券利用サービス名・種別	22 応援券利用サービス名・種別	
	23 応援券利用事業者コード	23 応援券利用事業者コード	
	24 事業者住所・連絡先	24 事業者住所・連絡先	
	25 事業者登録(抹消)年月日	25 事業者登録(抹消)年月日	
	26 事業者実施サービス名・種別	26 事業者実施サービス名・種別	
	27 購入申込口数	27 購入申込口数	
	28 購入申込金額	28 購入申込金額	
	29 入金年月日	29 入金年月日	
	30 入金金額	30 入金金額	
	31 発行冊数	31 発行冊数	
	32 納付書番号	32 納付書番号	
33 納付期限	33 納付期限		
34	34		
35	35		
備 考			

自己点検表⑤(電算入力)

業務の名称:	杉並子育て応援券に関する業務
主管部課名:	子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	業務の情報をシステムにおいて管理し、システムの情報を区及び受託者間で共有するため。

システム名	子育て応援券利用者等管理システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容(電子計算組織の処理内容・利用方法)	子育て応援券の交付状況、利用状況、事業者情報その他事業の運営に必要な情報の管理を行う。

No.	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。<第1号>	電子計算組織への記録が必要な理由
1	※既存の電算入力記録表から項目の追加変更なし。	<input type="checkbox"/>	
2		<input type="checkbox"/>	
3		<input type="checkbox"/>	
4		<input type="checkbox"/>	
5		<input type="checkbox"/>	
6		<input type="checkbox"/>	
7		<input type="checkbox"/>	
8		<input type="checkbox"/>	
9		<input type="checkbox"/>	
10		<input type="checkbox"/>	
11		<input type="checkbox"/>	
12		<input type="checkbox"/>	
13		<input type="checkbox"/>	
14		<input type="checkbox"/>	
15		<input type="checkbox"/>	
16		<input type="checkbox"/>	
17		<input type="checkbox"/>	
18		<input type="checkbox"/>	
19		<input type="checkbox"/>	
20		<input type="checkbox"/>	

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)													
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>													
<input checked="" type="checkbox"/>	①	対象者数<第2号ア>	年40,000 人	<input checked="" type="checkbox"/>	②	操作員数<第2号イ>	10 人	<input checked="" type="checkbox"/>	③	操作員種別<第2号ウ>	区職員・区職員以外	操作員の詳細<第2号ウ関連>	区職員(常勤職員、会計年度任用職員)区職員以外(委託事業者)
<input checked="" type="checkbox"/>	④	データ処理件数<第2号エ>	月26,000 件	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤	操作端末種別<第2号オ>	処理専用PC	(その他の場合)操作端末の詳細<第2号オ関連>					
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>													
確認事項					確認事項への具体的対応・代替措置等								
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など					<input checked="" type="checkbox"/>	バックアップ	<del>システムは、定期的なバックアップシステムを構築する。</del> (部会後修正) 自動で日次バックアップを行う。				
						<input checked="" type="checkbox"/>	データの暗号化	専用PCとシステムを接続するネットワークはVPN構成とする。また、通信データ及びストレージデータは暗号化する。					
						<input checked="" type="checkbox"/>	ログの取得管理	ネットワーク及びシステムストレージの操作ログ及びアクセスログの監視・取得システムを構築する。					
						<input checked="" type="checkbox"/>	パスワード認証	専用PC及びシステムログインに当たっては、アカウントID及びパスワード認証を行う。また、パスワードは変更履歴を記録し、定期的に変更を行う。					
							無	ICカード認証					
							無	生体認証					
						<input checked="" type="checkbox"/>	データ持ち出し管理ソフトの導入	専用PCには、データ持ち出し管理ソフトウェアを導入する。					
						<input checked="" type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトの導入	専用PCとシステムを接続するネットワークはVPN構成とする。また、システムは侵入防止システムIPSその他マルウェア対策をネットワーク及びストレージに構成する。専用PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入する。					
						<input checked="" type="checkbox"/>	無停電電源装置(UPS)の導入	データセンターには、UPS及びCVCF(交流無停電電源装置)を導入する。					
							無	(その他)					
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>					専用PC及びシステムにログインするためのアカウントは、あらかじめ区と委託事業者が協議の上、区が承認した範囲に限り発行する。システムへの接続については、あらかじめ登録したIPのみ許可する。						
<input checked="" type="checkbox"/>	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>					システムに記録する保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付は行わない。保有個人情報の外部への持ち出しは、障害発生時の臨時的バックアップ及び原因分析に限り、あらかじめ区が承認した範囲において実施する。						



自己点検表⑥(外部結合)

業務の名称:	杉並子育て応援券に関する業務
主管部課名:	子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	業務の情報をシステムにおいて管理し、システムの情報を区及び受託者間で共有するため。

システム名	子育て応援券利用者等管理システム
外部結合を行う業務の内容	子育て応援券の交付状況、利用状況、事業者情報その他事業の運営に必要な情報の管理を電算システムにおいて実施する。

No.	外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)		1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
	提供する保有個人情報	取得する個人情報	<input checked="" type="checkbox"/>	外部結合が必要な理由
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
1	宛名番号	宛名番号	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
2	世帯番号	世帯番号	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
3	氏名	氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
4	生年月日	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
5	性別	性別	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
6	住所	住所	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
7	続柄	続柄	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
8	住民年月日	住民年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
9	住定年月日	住定年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
10	異動事由	異動事由	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
11	異動年月日	異動年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
12	応援券番号	応援券番号	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
13	応援券発行年月日	応援券発行年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
14	発行ポイント	発行ポイント	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
15	利用ポイント	利用ポイント	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
16	資格取得(喪失)年月日	資格取得(喪失)年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
17	資格取得(喪失)理由	資格取得(喪失)理由	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
18	再発行年月日・理由	再発行年月日・理由	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
19	世帯主及び配偶者氏名・生年月日・連絡先	世帯主及び配偶者氏名・生年月日・連絡先	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
20	保護者(申請者)氏名・生年月日・連絡先	保護者(申請者)氏名・生年月日・連絡先	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
<input checked="" type="checkbox"/>	① 外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連>	クラウドサービス提供事業者
<input checked="" type="checkbox"/>	② 外部結合の方法<第4号>	その他	その他の場合の詳細<第4号関連>	仮想専用通信網(VPN)
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号～第13号〉				
確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等		
<input checked="" type="checkbox"/>	③ 外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。〈第5号・第6号〉	根拠	<b>根拠をプルダウンから選択⇒</b> <b>①【利用目的内の場合】</b> 外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある  <b>【利用目的のための外部結合による提供】</b> 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
		具体的内容	<b>【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等】</b> 問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するためには、クラウドサービス上での情報一元管理が必要であるため。	
無	④ 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であつて、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉			
無	⑤ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉			
無	⑥ ⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉			
無	⑦ 漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉			
無	⑧ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉			
無	⑨ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉			
無	⑩ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第13号〉			

自己点検表⑥(外部結合)

業務の名称:	杉並子育て応援券に関する業務
主管部課名:	子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	業務の情報をシステムにおいて管理し、システムの情報を区及び受託者間で共有するため。

No.	外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)		1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
	提供する保有個人情報	取得する個人情報	<input checked="" type="checkbox"/>	外部結合が必要な理由
				・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉
21	応援券利用年月日	応援券利用年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
22	応援券利用サービス名・種別	応援券利用サービス名・種別	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
23	応援券利用事業者コード	応援券利用事業者コード	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
24	事業者住所・連絡先	事業者住所・連絡先	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
25	事業者登録(抹消)年月日	事業者登録(抹消)年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
26	事業者実施サービス名・種別	事業者実施サービス名・種別	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
27	購入申込口数	購入申込口数	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
28	購入申込金額	購入申込金額	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
29	入金年月日	入金年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
30	入金金額	入金金額	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
31	発行冊数	発行冊数	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
32	納付書番号	納付書番号	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
33	納付期限	納付期限	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するため。
34			<input type="checkbox"/>	
35			<input type="checkbox"/>	
36			<input type="checkbox"/>	
37			<input type="checkbox"/>	
38			<input type="checkbox"/>	
39			<input type="checkbox"/>	
40			<input type="checkbox"/>	

システム名	子育て応援券利用者等管理システム
外部結合を行う業務の内容	子育て応援券の交付状況、利用状況、事業者情報その他事業の運営に必要な情報の管理を電算システムにおいて実施する。

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
<input checked="" type="checkbox"/>	① 外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連>	クラウドサービス提供事業者
<input checked="" type="checkbox"/>	② 外部結合の方法<第4号>	その他	その他の場合の詳細<第4号関連>	仮想専用通信網(VPN)
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号～第13号〉				
<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項		確認事項への具体的な対応・代替措置等	
<input checked="" type="checkbox"/>	③ 外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。〈第5号・第6号〉		根拠	<b>根拠をプルダウンから選択⇒</b> ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある  【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
			具体的内容	<b>【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等】</b> 問い合わせへの迅速な対応や事務処理の効率化のため、業務情報を区及び受託者間で共有するためには、クラウドサービス上での情報一元管理が必要であるため。
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉		
無	⑦	漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第13号〉		

杉並区個人情報保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	杉並区立公園の指定管理			
主管部課名	都市整備部みどり公園課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
○	指定管理	新規	令和6年4月1日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	<p>荻外荘公園については、「荻窪駅周辺まちづくり方針」において、展示・イベント等の実施に加え、近隣の大田黒公園、角川庭園との連携や回遊の促進に取り組み、観光資源としての魅力向上を図ることとしている。</p> <p>これまで大田黒公園と角川庭園は、イベントの開催や情報発信等において連携に努めてきたが、荻外荘公園が令和6年12月に開園することに加え、大田黒公園の指定管理期間及び角川庭園の業務委託期間（長期継続契約）が令和6年3月に満了となることを機に、3園を、以下の理由から、指定管理者制度により一体的に管理・運営する。</p> <p>○3園の連携を図りながら観光等に資する各種イベント等を開催することに加え、荻外荘公園の追加用地においては、3園等の案内所、展示室、カフェスペース等を設けることとしており、民間事業者が持つノウハウの活用が適切であること。</p> <p>○現在、大田黒公園においては指定管理者制度を導入し、多数の樹木を含む回遊式日本庭園のメンテナンスを行いながら、紅葉ライトアップなど集客力の高いイベントを開催するなど、適切な管理・運営が図られていること。</p> <p><b>【指定管理】</b>          荻外荘公園、大田黒公園、角川庭園について、指定管理者に管理・運営を行わせる。</p> <p>○指定期間          荻外荘公園 令和6年12月1日～11年3月31日（4年4か月）          大田黒公園 令和6年4月1日～11年3月31日（5年）          角川庭園 令和6年4月1日～11年3月31日（5年）</p>			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日			
	報告了承			
	以下のとおり			
	( )			
備考				

整理番号	
記録年月日	

### 個人情報登録簿(指定管理者)

公の施設の名称	杉並区立荻外荘公園、大田黒公園、角川庭園		
所管部課名	都市整備部みどり公園課		
指定管理者の区分	民間事業者		
指定管理者の指定期間	荻外荘公園 令和6年12月1日～11年3月31日(4年4か月)、大田黒公園 令和6年4月1日～11年3月31日(5年) 角川庭園 令和6年4月1日～11年3月31日(5年)		
公の施設の管理の業務の内容	公園施設の管理運営		
個人情報の取扱いに係る管理の基準	<input type="radio"/>	個人情報に関する秘密保持	
	<input type="radio"/>	個人情報の目的外利用の禁止	
	<input type="radio"/>	保有個人情報に係る業務の委託の制限	
	<input type="radio"/>	個人情報の第三者への提供の制限	
	<input type="radio"/>	個人情報の複製等の制限	
	<input type="radio"/>	個人情報の安全管理措置	
	<input type="radio"/>	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	<input type="radio"/>	個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	<input type="radio"/>	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	<input type="radio"/>	契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	<input type="radio"/>	個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	<input type="radio"/>	関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気媒体 <input checked="" type="checkbox"/> その他(電子メール)		

項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目	項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名	21	団体加入の有無等
2	住所	22	発言内容(音声)
3	生年月日	23	講演等実績
4	電話番号	24	
5	ファックス番号	25	
6	メールアドレス	26	
7	利用者ID	27	
8	利用者パスワード	28	
9	利用料金減免・還付事由	29	
10	利用停止期間	30	
11	託児氏名	31	
12	託児年齢	32	
13	続柄	33	
14	個人番号	34	
15	容貌・容姿の写真	35	
16	口座	36	
17	職業・勤務先	37	
18	団体名・役職・地位	38	
19	学歴・経歴	39	
20	資格	40	

自己点検表②(□外部委託・☑指定管理者)

業務の名称:	杉並区立公園の指定管理
主管部課名:	都市整備部みどり公園課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	公園施設の管理運営

No.	委託先等に取り扱わせる保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○	○	○	☑	施設の利用申請をする者の情報を管理するため 主催事業等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
2	住所	○	○	○	○	☑	施設の利用申請をする者の情報を管理するため 主催事業等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
3	生年月日	○	○			☑	施設の利用申請をする者の情報を管理するため 主催事業等に参加する者(講師等含む)を管理するため 委託先との契約を管理するため
4	電話番号	○	○	○	○	☑	施設の利用申請をする者の情報を管理するため 主催事業等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
5	ファックス番号	○	○	○	○	☑	施設の利用申請をする者の情報を管理するため 主催事業等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
6	メールアドレス	○	○	○	○	☑	施設の利用申請をする者の情報を管理するため 主催事業等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
7	利用者ID	○				☑	施設の利用申請を受け付けるため
8	利用者パスワード	○				☑	施設の利用申請を受け付けるため
9	利用料金減免・還付事由	○				☑	利用料金の減免、還付を行うため
10	利用停止期間	○				☑	施設の利用申請の可否を決めるため
11	託児氏名		○			☑	主催事業等の参加者の被保護者の一時預かりのため
12	託児年齢		○			☑	主催事業等の参加者の被保護者の一時預かりのため
13	続柄		○			☑	主催事業等の参加者の被保護者の一時預かりのため
14	個人番号		○			☑	主催事業等の講師等を務める者に謝礼を支払うため
15	容貌・容姿の写真		○			☑	主催事業等の講師等を務める者に謝礼を支払うため 主催事業等の状況を記録するため
16	口座		○		○	☑	主催事業等の講師等を務める者に謝礼を支払うため 委託先に契約金額を支払うため
17	職業・勤務先		○		○	☑	主催事業等の講師等を務める者を管理するため 委託先との契約を管理するため
18	団体名・役職・地位		○		○	☑	主催事業等の講師等を務める者を管理するため
19	学歴・経歴		○		○	☑	主催事業等の講師等を務める者を管理するため 委託先との契約を管理するため
20	資格		○		○	☑	主催事業等の講師等を務める者を管理するため 委託先との契約を管理するため
21	団体加入の有無等		○		○	☑	主催事業等の講師等を務める者を管理するため 委託先との契約を管理するため
22	発言内容(音声)		○			☑	主催事業等の状況を記録するため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	施設の利用受付・承認及び利用料金の徴収等に関する業務
	イ	主催事業等の実施業務
	ウ	遺失・拾得物管理に関する業務
	エ	契約事務に関する業務
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

・委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑①	地域連携で進める荻窪三庭園の施設運営パートナー募集要項、個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項 〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	
☑④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項<第3号エ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項<第3号オ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項<第3号カ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項<第3号キ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項<第3号ク>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項<第3号ケ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	
☑⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑬	関係法令の遵守に関する事項<第3号シ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。 仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回、実地検査を行う。
無⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号〉	
☑⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	実施する。
☑⑱	漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	実施する。
☑⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たっては、パスワードの設定を施すことができるUSBの授受、もしくはパスワードの設定を施したファイルのメール添付による送信により、委託先と授受する。

自己点検表②(□外部委託・☑指定管理者)

業務の名称:	杉並区立公園の指定管理
主管部課名:	都市整備部みどり公園課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	公園施設の管理運営

No.	委託先等に取り扱わせる保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
23	講演等実績		○			☑	主催事業等の講師等を務める者を管理するため
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	施設の利用受付・承認及び利用料金の徴収等に関する業務
	イ	主催事業等の実施業務
	ウ	遺失・拾得物管理に関する業務
	エ	契約事務に関する業務
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

・委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑①	荻窪三庭園の地域連携施設運営パートナーズ募集要項、個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	
☑②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項(第3号ア)	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	
☑④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項<第3号エ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項<第3号オ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項<第3号カ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項<第3号キ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項<第3号ク>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項<第3号ケ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	
☑⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑬	関係法令の遵守に関する事項<第3号シ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。 仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回、実地検査を行う。
無⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号〉	
☑⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	実施する。
☑⑱	漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	実施する。
☑⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たっては、パスワードの設定を施すことができるUSBの授受、もしくはパスワードの設定を施したファイルのメール添付による送信により、委託先と授受する。